

総務委員会会議録

日時 令和元年12月13日(金) 開会時間 午前9時59分
閉会時間 午後3時33分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 大久保俊雄
委員 鈴木 幹夫 桜本 広樹 早川 浩 杉山 肇
白井 友基 山田 七穂 卯月 政人 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員 赤岡 利行 警察本部長 原 幸太郎
警務部長 大泉 雅昭 刑事部長 市川 和彦 交通部長 切刀 康友
警備部長 窪田 圭一 生活安全部長 荒居 敏也 首席監察官 岩柳 治人
理事 若月 誠 総務室長 比留間 一弥
警務部参事官 天野 英知 刑事部参事官 瀬戸 良広
交通部参事官 加々見 政治 警備部参事官 小林 信一
生活安全部参事官 宮川 俊樹 警務部次長 吉田 一成 会計課長 大森 伸
教養課長 五味 雄二 監察課長 川口 守弘 情報管理課長 三井 幹夫
地域課長 水野 幸一 少年・女性安全対策課長 進藤 明
生活安全捜査課長 鈴木 芳忠 通信指令課長 姫野 賢司
捜査第一課長 藤井 清 捜査第二課長 今橋 敦
組織犯罪対策課長 藤田 貴仁 交通指導課長 遠藤 弘
交通規制課長 内藤 智 運転免許課長 廣川 勉 警備第二課長 相模 稔

知事政策補佐官 藤巻 美文 総合政策部長 渡邊 和彦
オリンピック・パラリンピック推進局長 赤岡 重人 県民生活部長 弦間 正仁
リニア交通局長 三井 孝夫 総合政策部理事 森田 貴夫
総合政策部次長 高野 和摩 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 長田 公
オリンピック・パラリンピック推進局理事 塩野 開
県民生活部理事 三井 薫 県民生活部次長 小澤 祐樹
県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 小田切 春美
リニア交通局リニア推進監 望月 一良 リニア交通局次長 深澤 宏幸
リニア交通局次長 大野 健 リニア交通局技監 小田切 浩
政策企画課長 染谷 光一 広聴広報課長 内藤 卓也
地域創生・人口対策課長 津田 裕美 外国人材受入支援課長 高橋 直人
オリンピック・パラリンピック推進課長 草間 聖一
北富士演習場対策課長 丸茂 敏樹
統計調査課長 三井 徹也 消費生活安全課長 塚原 理宏
生涯学習文化課長 酒井 明美 世界遺産富士山課長 土屋 隆

私学・科学振興課長 井上 泰子
リニア推進課長 石寺 淳一 交通政策課長 三井 一

総務部長 鈴木 康之 防災局長 井出 仁 会計管理者 岡 雄二
人事委員会委員長 井出 與五右衛門 代表監査委員 小島 徹
選挙管理委員会委員長 中込 まさる
総務部理事 秋元 達也 総務部次長 渡邊 雅人 防災局次長 小澤 浩
総務部次長（人事課長事務取扱） 村松 稔
職員厚生課長 古屋 友広 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人
市町村課長 村松 茂樹 情報政策課長 若尾 誠
防災危機管理課長 細田 孝 消防保安課長 若尾 哲夫
出納局次長（会計課長事務取扱） 平塚 幸美 管理課長 小林 司
工事検査課長 樋口 有恒
人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 藤原 鉄也
監査委員事務局長 中山 吉幸 監査委員事務局次長 佐野 俊一
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司

議題（付託案件）

- 第109号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件
- 第110号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第111号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第113号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第119号 令和元年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第125号 当せん金付証券発売の件
- 第127号 山梨県総合計画策定の件

請願第1-2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

審査の結果 付託案件について、第109号、第110号、第111号、第113号、第117号、第119号、第125号及び第127号については原案のとおり可決すべきものと決定した。請願第1-2号については継続審査すべきものと決定した。

また、「地下水に着目した法定外税導入に関する決議（案）」を委員会として議案提出することを決定した。

審査の概要

まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・オリンピック・パラリンピック推進局・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前9時59分から午前10時24分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前10時41分から午前11時59分まで、途中休憩をはさみ、午後1時15分から午後1時55分まで、途中休憩をはさみ、午後1時56分から午後2時まで総合政策部・オリンピック・パラリンピック推進局・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後2時19分から午後2時55分まで、途中休憩をはさみ、午後2時58分から午後3時33分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第113号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(あおり運転及び高齢者の交通事故対策について)

桜本委員

県内における、あおり運転、あるいは高齢者の事故対策について御質問させていただきます。

山梨県内における県民1人当たりの車両保有数は1.03台と、全国平均の0.72台より多く、車両が県民の日常生活に欠くことのできない存在である一方、観光立県として県外からの車両も非常にふえている中、多くの県民が交通事故のほか、いわゆるあおり運転等の危険な運転行為に遭遇するおそれも高くなっていくことが懸念されています。先般の報道で、岡山県警が県警のホームページから、あおり運転に対するドライブレコーダーの画像の提供を受ける取り組みを始めましたが、県警察におかれましては、これと同じような情報提供を受ける仕組みになっているのか、お答えください。

遠藤交通指導課長 桜本委員のあおり運転に関する御質問にお答えいたします。

いわゆるあおり運転につきましては、交通の安全と円滑への障害にとどまらず、意図的に危険を生じさせる極めて悪質な行為であり、県警察ではその抑止に向けて、道路交通法を初めとするあらゆる法令を駆使して、取り締まりや交通安全教育などの施策を推進しています。とりわけ交通指導、取り締まりに際しては、警察官の現認のみでなく、一般ドライバー等からの110番通報のほか、県警ホームページを通じて情報の提供を受けるなどしており、必要に応じて情報提供者と接触し、ドライブレコーダー等によって撮影された映像データの確認をしております。

当県では、インターネット上で映像データ自体の情報提供を受けることはできないものの、これと同様の効果を期待できる取り組みは行っているところです。

桜本委員

危険な運転行為について、インターネットを通じて映像を適時的確に県警察に情報提供しながら、危険行為を瞬時にとめる。そして、そういった行為を二度とさせないということについて、こうしたシステムの導入というのは、山梨県における中央自動車道、また中部横断自動車道が来年開通するということ、そして先ほど述べたように観光立県として県外の方々が車で山梨に入ってくるという中で、これは早く導入してほしい。

また、高齢者の問題においては、高齢の農家の作業で軽トラックというのは必要不可欠で、車に乗らないということは、作物も出荷できない、あるいは畑にも行けないというような事情もあるわけです。日常的な運転について、これは困ったものだということの中で、家族でも抑え切れない、そして地域においても非常に危険ということが認識されている。県警察として、いち早い行政的な動きを、県民は今望んでいると思います。そういったシステムの速やかな導入を考えてもらいたいと思いますが、他県等の動きもあるかと思いますが、どのような検証をしながら、今後の予定をどのように考えているのか、お答えください。

遠藤交通指導課長 危険な運転行為が撮影されたドライブレコーダー等の映像は、あおり運転のほか、さまざまな道路交通法違反の検挙や交通指導にも活用が可能であるなど、交通事故抑止対策を推進するに当たり有効な情報であると認識しております。

現在、国では、あおり運転について、新たな違反類型の創設等を含め、罰則を強化する方向で道路交通法を改正する検討がなされているものと承知しておりますが、今後、同法が施行された際の映像データの確保のあり方等も考慮するなどして、インターネット上での映像データ自体の受理について検討して

まいります。

桜本委員

インターネットを通じての画像の情報というのは、交通違反、危険行為のみならず、例えば誘拐ですとか、放火だとか、さまざまな車の映像を通じて諸般の事件に対しても抑止力もあるし、また起きた場合でも早期の事件解決にもつながる、非常に幅広い要素を持っているシステムだと思います。一般の車両にも、今、ドライブレコーダーを設置するという機運が非常に進んでいく中で、時代としても、社会の動きとしても、こういった問題がふえている、あるいは行動として進んでいるところでもありますので、一日も早いシステムの導入をお願いいたします。

(インターネット、SNSに関する犯罪対策について)

杉山委員

過日、大阪の女の子が栃木で保護されるという事件がありまして、日本中が衝撃を受けたんですけれども、改めてインターネット社会の利便性と裏腹な、そういう危険性を感じました。そういった事件があり、またデジタルタトゥーと言われる裸の画像が一度SNSに載ってしまうと、一生消えないわけですよ。そうすると、その人は一生それを背負いながら生きていかなきゃならない。本当に重大なことだと思います。今、子供たちがインターネット、SNSを通じてそうした被害に遭うという社会になってきてしまっているのですけれども、そういった状況について、県警本部としてどのように受けとめているのか、見解をお伺いしたいと思います。

進藤少年・女性安全対策課長 委員御指摘のとおり、近年、未就学児童や小学校低学年の段階から、スマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会がふえ、利用者の低年齢化が顕著となっているほか、児童買春や児童ポルノを初めとするコミュニティーサイトに起因する事犯の被害児童の数も増加傾向にあります。

県警では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できますように、SNS関連事犯の取り締まりの強化、それからフィルタリングの利用促進、さらには青少年や保護者に対するインターネットの適切な利用に関する教育、啓発などの対策を、関係機関と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

杉山委員

子供たちに対する啓発だとか、そういったことは本当に大事なことだと思います。それはそれで進めたいと思うんですが、一方、そういうことを最大限やっても、どうしても防ぎ切れないというのが、SNS、インターネットなんだろうと思います。そういう意味では、今の子供たちを守るということは、私たち大人の大きな責任だと思うんです。多分、所管は教育委員会になるかと思うんですが、そういう大人に対していろんな条例を制定している県が今ふえてきております。ぜひ、そういった法的なことも含めて、大人に対する処分というか、そういったことを独自に進めていく必要があると思います。教育委員会とぜひいろんな協議をしていただいて、早急にそういった対策を進めたいと思うんですが、そこについてお聞きしたいと思います。

進藤少年・女性安全対策課長 保護者の皆様につきましては、犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用、日ごろから家庭でコミュニケーションをとっていただいて子供にインターネットの危険性等を教えることや、一緒に家庭の

ルールをつくることが大切であることなどを、情報マナー教室やチラシ等を活用して、今後も指導啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、条例の制定等につきましては、関係機関と連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えています。

(ながら運転に対する罰則の強化について)

卯月委員

交通規則の罰則が強化されたということで、今回、ながら運転についても罰則が強化されたということでもありますけれども、これについて詳しく教えてください。

遠藤交通指導課長

今、御質問のあった、ながら運転についてですが、ながら運転と世間でもそのように使われておりますけれども、スマートフォン等の携帯電話を使いながらの運転とあえて申し上げますが、これは極めて危険な行為であります。スマートフォン等の携帯電話使用等に起因する悲惨な交通事故を防止するため、携帯電話使用等に対する罰則が強化された改正道路交通法が本年6月5日、公布され、12月1日施行となったところであります。

強化された罰則の内容ですが、自動車等を運転する場合において携帯電話等を使用するなどして道路における交通の危険を生じさせた場合、いわゆる交通事故を起こしたような場合ですが、従来、3カ月以下の懲役、または5万円以下の罰金だったものが、1年以下の懲役、または30万円以下の罰金に引き上げられ、自動車等を運転する場合において携帯電話等を使用するなどした場合は、これまで5万円以下の罰金から、6カ月以下の懲役、または10万円以下の罰金に引き上げられました。

また、この罰則の強化に伴いまして、反則金の額や違反点数を引き上げた改正道路交通法施行令が12月1日に施行されましたが、その内容につきましては、先ほど申しました自動車等を運転中の携帯電話等使用における反則金が約3倍に引き上げられました。大型車両は改正前7,000円だったものが改正後2万5,000円、普通車は改正前6,000円が1万8,000円です。交通の危険を生じさせた場合は直ちに刑事処分の対象とされることになりました。違反点数は、携帯電話等使用に対する違反点数を改正前は1点を改正後3点、交通の危険を生じさせた場合は、改正前2点を改正後6点に引き上げられました。今回の法改正の内容やスマートフォン等の携帯電話を使いながらの運転の危険性について周知に努めるとともに、取り締まりを含めた対策に取り組んでまいります。

卯月委員

わかりました。我々も一番気をつけなきゃいけない部分だと思うんですけども、聞き及んだところによりますと、例えばスマホだけではなくて、ナビなどの操作でも注視すると、なんていうことをちょっと聞いたんですけど、その辺はいかがでしょうか。

遠藤交通指導課長

そのとおりで、画像を注視しておりますと違反の対象になります。

卯月委員

注視しているということですから、例えばナビでニュース、テレビ番組を見ながらとか、当然だめだと思うんですけど、聞いているだけではないんですかね。

遠藤交通指導課長

注視していないということで、聞いているのみであれば。

主な質疑等 総合政策部・オリンピック・パラリンピック推進局・県民生活部・リニア交通
局関係

※第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(スポーツによる地域活性化懇話会開催費について)

桜本委員 政策企画課の政の2、スポーツによる地域活性化懇話会開催費について質問させていただきます。

スポーツによる地域活性化といううたい文句なんですけど、そのスポーツというのはどういう定義をされているんですか。スポーツといっても非常に幅広い意味があるんですけど、お答え願えますか。

染谷政策企画課長 スポーツと申しますと、最近、eスポーツといったようなお話も出てございますので、その辺も含めながら、全体的に考えていきたいと思っております。

桜本委員 スポーツというと、どういう意味を想定しているのか。eスポーツと言っていたように、将来、何兆円市場とも言われているものもありますし、あるいはモータースポーツもあるわけですね。エンジンを積んだ車にしても、バイクにしても、非常に広がりがあります。あるいはロッククライミングだとか、山、川、湖など、いろんな自然を使うものもスポーツというイメージがあるんですけど、どの辺のことを主体としているんですか。

染谷政策企画課長 国でも、スポーツの活性化という部分で今、議論が行われているところがございますが、本県の場合、本県の実情を踏まえたスポーツによる地域活性化というものを考えていきたいと考えてございます。

桜本委員 今、10兆円市場という国の方策があり、これにも例えばサッカーだとか、野球だとか、そういった一つの試合でも大きくビジネスが動くものもあります。ただ、その根底となるのは、県内で、次の国体の準備も含めて、基本となるのは要するに競技場でのスポーツというものが主な形になるかとは思いますが、これから次の国体の準備、あるいはこういったスポーツビジネスへ、新たなスタートを切るわけですが、競技場というか、球技場のイメージというのはどのように考えているんですか。

染谷政策企画課長 国民体育大会の開催につきましては、本県のスポーツ振興、それから文化の発展、さらには山梨の多彩な魅力を発信する絶好の機会となることから、平成30年6月の定例会におきまして、令和13年の国民体育大会の招致を表明したところでございます。次期国民体育大会に向けまして、県立スポーツ施設の整備や改修につきましては、国体の先進県における整備事例とか、その後の利用状況なども勘案しながら検討を進めていくとされているところでございます。したがって、本懇話会では、委員御指摘の点も踏まえまして、幅広

い観点から御意見を伺っていきたくと考えております。

桜本委員

ビジネスといっても、参加する、あるいは出場するということで、そこでお金も流れますし、あるいは広告料という形でもビジネスとしてお金が動く。そしてまた、ネーミングライツとしてもお金が動く。今、県内で問題になっている、例えば球技場の問題を小瀬全体として考えていく中で、競技場も含めたビジネスの動きというものも、その中に組み込まれるんですか。

染谷政策企画課長

厳しい財政状況が続く中で、ネーミングライツによる企業からの収入というのは県にとっても非常に貴重な自主財源になっているところでございます。他県の先進事例などを考えても、単なる施設名にネーミングライツを設けるだけでなく、例えば公園全体で、あるいは入場ゲートにネーミングライツをするなど、工夫を凝らした事例がたくさんございます。例えば、総合球技場というだけではなくて、小瀬全体としてその導入を図っていくというのは、収入機会を増加させる一つの取り組みとしては有効であると考えていますので、民間資金を活用して整備運営を図っていくという方向でこれまでの計画を見直して、さらに検討することとしております。懇話会の中でも、民間資金の活用という点で、公園全体などへの適用なども含めまして、ネーミングライツを効果的に活用できる方策について御意見をいただきたいと考えています。

桜本委員

ネーミングライツの問題で、最終的には移転になりましたけれども、大津でのネーミングライツの金額と小瀬に戻ったときのネーミングライツの概算というようなものが非常にずれてマイナスになっているということも含めて、小瀬全体にするということ形づくるのであれば、これについては、例えばスポーツだけではなくて健康だとか医療だとか、スポーツというのは医療や健康管理というものにも結びついていますし、スポーツによる地域の活性化、スポーツの中においても関連するような部門もあります。そういったところも踏まえて、ネーミングライツを図る中で、例えば、たかたというところが今度、サッカー球技場のメインスポンサーとなっているように、そのスポンサーも海外に向けていくような、例えば海外でも非常にスポーツドリンクで市場をおさえているビッグカンパニーもありますし、県内でのネーミングライツというよりも、いろいろな健康市場、医療も含めた薬の業界だとか、あるいはスポーツ飲料だとか、そういった世界に向けてスポンサーを募集するというような気概を持って臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

染谷政策企画課長

スポーツによる地域活性化懇話会につきましては、スポーツビジネスの観点からさまざまな御意見を伺いたいと考えておりますので、今委員からあった御提案も含めまして、幅広い視点、観点で御意見を伺ってまいればと思っております。

早川委員

関連して、先ほど桜本委員への答弁で、総合球技場についても、ここでやるということですけど、スポーツビジネスについてもやるということですが、一般的ですけど、知事と有識者のメンバーが話し合うということ、先ほどもお話があったんですけど、スポーツ関係者だけじゃなくて、医療関係者とか、特に経済界のスポーツビジネスにたけた人とか、もっと言えば海外の視点を持った人なども、このメンバーに入れていくことが大切だと思います。とかく隠れみのになりそうな会議ですけど、今わかる範囲でメンバーに、どのような人た

ちがいるのか、教えていただきたいと思います。

染谷政策企画課長 懇話会では、本県の特性と実情を踏まえたスポーツによる地域の活性化、施策の方向性などの検討の参考とするためにやるものでございまして、メンバーといたしましては、スポーツビジネスの有識者、スポーツツーリズムの関係者、それからスポーツ産業の関係者などの有識者を想定しているところでございます。

早川委員 知事も言ったように、スポーツの大会前の合宿とか、試合の前後でビジネスになるように、スポーツツーリズムについても、この中でしっかり議論をしていく。それがすごくビジネスになると思うんですけど、その点についてどのように議論していくのか、お願いします。

染谷政策企画課長 国におきましても、スポーツツーリズム需要拡大戦略に基づきまして、スポーツツーリズムの推進を図っているところでございます。同戦略では、登山、トレッキング、それからサイクリングなど、日本特有の自然資源を活用したアウトドアツーリズムや、日本の伝統文化や文化芸術などと組み合わせたスポーツ文化ツーリズムなど、地域の資源とスポーツを組み合わせたツーリズムの推進の取り組みを進めているところでございます。本懇話会でも国と同様に、本県に合ったスポーツツーリズムの進め方について、有識者などから御意見をいただきたいと考えています。

早川委員 もう一点、これも発言があったと思うんですけど、一過性に終わらせないように、一元的に合宿とか、泊まる場所とか、ビジネスをコーディネートするスポーツコミッションについて、私も従前から提案をしてきたところです。後藤県政のときに、たしかスポーツコンシェルジュというものを置いて、なかなか機能していないと思うんですけど、そのときの理由が、市町村にスポーツコミッションが多いということだったんですよ。ただ、佐賀県とか、長野県などで、実際にスポーツコミッションを設立して、経済効果も上がっているのので、ぜひスポーツコミッションについても具体的に進めていっていただきたいと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

染谷政策企画課長 委員のおっしゃるとおり、現在多くの地域でスポーツコミッションを立ち上げ、スポーツツーリズムを推進する取り組みをしているということは承知してございます。また、国におきましても、地域のスポーツコミッションの活動を支援する施策を進めているところでございます。この懇話会でも、これらの動向を踏まえまして、スポーツコミッションの活用など、本県の特性に合った進め方について、有識者から御意見をいただきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第127号 山梨県総合計画策定の件

質疑

桜本委員

先日、議会の全員協議会の中で質問しました45ページの「メガリージョンの一部として発展するチャンスを逃してしまった」との表記の部分ですが、この②というこの部分については、大見出しが「4 2040年の山梨県の将来像」の中の(6)の人口の将来展望というところの中の②の現状が継続した先の未来、将来展望の1という最終的な記述になるわけですが、その図表の57、人口構成の変化ということで、2015年から2060年(山梨県)という図の中の最終的なまとめの中で、最後、黒丸、今まで白丸だったものが黒丸で、「しかし、若年世代がまばらとなり活力が低下した山梨は」、以下最後、「通過される県となり、「人」と「活気」は急速に失われつつある・・・」とあるんですが、総合計画の中で、将来を展望した中でこういった表記というのは、私はそぐわないと思います。もうちょっと違う表記なり、あるいは違う人口構成の変化というように、例えば27市町村の将来像を出すとか、そういったものに変えたほうがいいかと思うんですが、御所見を述べてください。

津田地域創生・人口対策課長 委員御指摘の部分についてでございますけれども、確かにそこに非常にショッキングな暗い内容が書いてあるということでございます。これは、今回の人口の将来像、人口ビジョンが、現在の東京一極集中の続く現実を直視した上で、本県が直面する課題への取り組みを明らかにしていこうとするものであるために、県民の皆様と危機感をともにして、みんなで待ったなしの人口対策をやっていかなければならないという気持ちを持っていただくために、あえてここで、暗い将来展望を避けるべき内容として記述した構成になってございます。

ただ一方、委員が懸念されているように、こうした暗い展望をまず示しますよという県の意図が伝わらずに、これが県の将来像なんだ、本県の未来は暗いんだと県民の皆様が誤解するようでは、それはちょっとよくないので、計画を印刷して県民の皆様配る際には、これは避けるべき将来展望なんだとわかるように、レイアウトですとかイラストなども工夫しながら誤解のないようにして、本県が進むべき道はその次の明るい将来展望のほうなんだとわかるように、いろいろ工夫をしまいたいと思っております。

桜本委員

山梨の将来が、スーパーメガリージョンの考えだけで動いているわけではないと思います。その中で、こういった将来展望を見る中で、こうしたマイナスの表記よりも、じゃあ27市町村がそれぞれどういった経緯でこの2060年には変わっていくのかという表記というか、図表のほうが、私としては、県内の方々隅々までわかりやすい。人口減少がこういう形で大きく変化するんだなというようなものに変えたほうが、より県民に人口減少が浸透するのではないかということで、意見を述べさせていただいています。マイナスイメージをここで植えつける必要は、あるいはスーパーメガリージョンという言葉をとって訴える必要は、私はないと思います。いかがでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 人口ビジョンの構成としましては、まず現状で手をこまねいたままの将来展望1を示し、それから本県が全体として進むべき将来展望2を示すという構成になってございます。市町村ごとの人口ですとか、そういったところまでは試算をしていないのですけれども、全体として総合計画の中で各地域が活性化しているという将来像を描いておりますので、それに向かって県も市町村も、また県民もやっていってほしいと、全体としてそういった流れにな

っております。

また、スーパーメガリージョンですけれども、確かにそれだけが山梨の発展の基礎というわけではないのですけれども、まず将来像を皆様にイメージしていただくために、日本全体、山梨県の周辺がこうなっているということを示したものでございます。

桜本委員

今、市町村別の将来像がないというお答えをしましたが、この裏づけというのは、どこにお住まいのことというのがわかった上での集積じゃないんですか。あるいは市町村ができていなかったら、例えば山梨県の中を6つに人口規模で区切ったものがありますよね、東部地域だとか、あるいは峡北地域だとか。じゃあどんなもので組み立てているんですか。そういったデータがないということになると、2060年、これはまるきりうそになっちゃうじゃないですか、今の説明ですと。いかがですか。

津田地域創生・人口対策課長 人口の将来推計につきましては、山梨県全体の人口構成の中から、全体として推計をしております。各市町村におきましても、それぞれ人口ビジョンを持っておりまして、それぞれの施策を加味した人口ビジョン、人口推計をしているところでございます。県が各市町村の人口推計をするということは、機械的にその人口構成などから推計をすることはできるんですけれども、それは全国的に本県の施策やその他特徴を踏まえずにする試算と同じでして、各市町村の今とっている施策、それがどう効果を発揮するかということまで、県がする推計ではそこまでカバーできませんので、機械的な推計が市町村の施策展開の妨げになってはいけないと考えて、今回、そういった試算はしてございません。ただ、市町村の担当者の方から御相談があれば、県としてはこういう考えで、こういう係数を使って試算をしているということは情報共有できますので、それに各市町村で施策展開の効果なども加えて推計していただければと思っているところでございます。

桜本委員

一番大事になってくるのは、人口規模の将来像が現状からどういう規模になるかということが総合計画全部の基本的なベースになっているんですが、今の推計の提示は非常に甘く感じるんですが、推計の定義というのはどこに説明されているんですか、この計画の中で。そういったものがきちっと説明できなければ、何の意味もなくなってしまうですよ。市町村もない、あるいは山梨県を幾つかの地域に割ったものもない。ただ単なる県の推計。じゃあその推計の根拠とはなんですか。まずはこの論拠となる、総合計画の中の一番の位置づけの人口推計というものを、ちゃんとした定義づけで説明するべきですよ。今の話を聞いていても全くわからない。どこに出ているんですか。

津田地域創生・人口対策課長 人口ビジョンにおける人口推計の仕方については、国から示されているものがありまして、それに従って各自治体で行っているわけですけれども、今回のものですと、現状が継続した場合の未来、44ページの将来展望の、非常に若年層が少なくなってしまうという人口ピラミッドを推計したこのやり方としましては、44ページの図表55の上に、転出超過率が今のままで、そして合計特殊出生率1.53も今のままで継続した場合にはこうなるという前提が示してございます。これに沿って年齢・階級別で推計していくと、こういった人口と人口ピラミッドが出てくるといったものでございます。

また、47ページには、本県がとるべき将来展望、将来展望Ⅱの前提条件と

ということで、そこに合計特殊出生率と転入超過の時期が書いてございます。こういった考えで推計をしております。

桜本委員

私が言っている話からちょっと方向がずれて、だんだんつまらない話になってきていると私も思っているんですが、だからその冒頭で、人口推計というのは、平成、あるいは西暦何年度の何々省の何々というデータのもとに、この推計はスタートしていますよという、そういった明示がなければ、この数字の根拠というものが何もないじゃないですか。そこについてはどこに表記をしておりますかということを知りたいです。

津田地域創生・人口対策課長 そういった表記については、それぞれの図表などに人口動態統計などが載っているんですけども、ちょっとわかりづらい、はっきり書いてないということもあるかもしれませんが、それぞれに書いてあるつもりでございます。ただ、わかりづらいという御意見でございますので、そういった表記は改善をしていきたいと考えます。

桜本委員

最後に部長、お答えください。この間の全員協議会でも話したように、計画の中で将来展望を描く中で、最終的にこのつまらない、「失われつつある・・・」という表記は、言葉尻なんかも気をつけなければならないし、それよりももっとわかりやすいように、27市町村、それがなければ、あるいは山梨県を幾つかに割ったそういった広域的なものもあるかと思えます。私たちも、内閣府のデータを見ながら、こういう中で人口が減っていくんだなというものを勉強してきました。この人口規模の表記が、さっき言ったように、これは何年度のどこの省庁の何々を参考にしたデータのもとに、こういった推計で打っていますという、そういった論拠というか証明がなければ、みんなうそに聞こえちゃうんですよ。データとして基本となる、人口がいつどうなっていくのかというようなことは、国のものを使っているのであれば、それをわかりやすく列挙していく。それで、もうちょっと具体的に、山梨県全体が15年から60年に向かう姿ということも県民にはわかると思えます。我々が27市町村で生きていく中で、その人口規模がどのように移り変わっていくのかということも大事になってくると思えます。これ以上申し上げませんので、今やりとりしたものをぜひ生かしていただきたいと思えます。いかがですか。

渡邊総合政策部長 今、委員から御指摘をいただきましたように、この人口の考え方というのは政策の基本的なものになると思えますので、確かに出典根拠等を明確にしていくことは非常に重要だと思っております。図表の下に総務省の住民基本台帳人口移動報告とか、また厚生労働省の人口動態統計など書かせていただいておりますが、出典根拠などが明確でないと、数字がどこから来ているのかというのは県民の方にもわかりにくいという御指摘はそのとおりだと思っております。また、先ほど御指摘もいただいたとおり、表記がネガティブになっているため否定的な形で捉えてしまっただけでは、せっかく前向きな総合計画を進めていく上ではイメージもよくないというようなお話もありました。また、メガリージョンを例にとるのもどうだろうかというような御指摘もいただきましたので、その点につきましては、メガリージョンを例にとることがいいのかどうかも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思えます。また、この数字全体について、どこを根拠にどういう形で皆さんに将来推計をお示ししているんですよということも少しわかりやすくするように工夫させていただきたいと思えますので

で、また今後ともよろしく御指導をお願いいたします。

鈴木委員

今回、総合計画が出たわけなんだけど、基本的に、知事がかわれば、将来の展望も変わったり、いろいろしているんだけど、長崎知事が就任以来、本当に御活躍いただきながら、我々も山梨県政が変わってきたなという意識があるんですが、その上に立って所信表明で今回の総合計画が示されたわけなんだけど、この中でちょっと2点ほど聞きたい。記載されている2040年の山梨県の将来像、その上に立って20年後に政策の中核をなす役割を果たしている若手の県職員を中心に議論を進めてきたということを知っているんだが、どんなことを話し合っただけで進めてきたのか。この総合計画に多分、盛り込んでいると思うんだけど、どんなことをしてきたのか、ちょっとまず一点、聞きたいと思うんだけど。

染谷政策企画課長 本年5月に、新たな総合計画に記載する本県の将来の姿について、県民にわかりやすい形で具体的にイメージを検討するということを目的に、知事、副知事及び部局長で構成する総合計画推進本部の下部組織として、商工観光、それから農林業、教育、子育てなどの6つの分科会を設置したところがございます。検討テーマごとに設置した分科会では、主な構成メンバーである20代から30代の若手職員が中心となりまして主体的に検討を行うとともに、サポーター役として設置いたしました本庁リーダー級の職員が必要に応じて助言を行うような形で議論を行ったところがございます。検討期間につきましては、実質1カ月強という短い期間ではございましたが、その中で鋭意検討が進められて、自由闊達な議論が行われたと聞いています。その結果につきましては、7月末に各分科会から知事、副知事、それから県幹部職員に対しまして、夢のある将来像を具体的に、生活シーンがイメージできるような形で報告が行われたところがございます。

鈴木委員

要は、僕らが考えるのは、僕らがどのぐらい生きられるかどうかわからんけれども、知事がかわったからどうこうじゃなくて、将来像というものはある程度一貫した形の中でこれから進んでいかなきゃいけない。描いたけれども実現できなかったなんていう政策だったら、うまくない。だから、知事がかわったからまたがらっと変わったとか、そういうのではなく、現実的に見ながら将来像というのを、さっき桜本委員からも言ったけれども、確かに人口減少対策というのは大切なことであって、それをもとにした20年後とか、そういう推計が出てくると思うんだけど、その上で自分たちの未来をつくっていく、そして政策に関心を持つ。今、10代の方が10年たてば20代になる。県民の中でも、中核になってくる方々がたくさんいるが、本当にその政策が、私たち県民にとっていい政策なのかどうか。そういう魅力ある政策でなければならないし、夢物語で終わってしまう2040年じゃ私は困ると思うんだけど、その辺をどういう形で将来の姿を県民と共有できるか。どんなことを考えて、今回のこの総合計画を立てたのか、その辺もお聞きしたいと思うんですが。

染谷政策企画課長 委員御指摘のとおり、学生など未来を担う多くの若者に関心を持ってもらえるような、計画に記載する将来像につきましては、わかりやすい形でお示しすることが必要なことであると考えてございます。このため、本県が目指す将来像につきましては、20年後の山梨に暮らす人々の生活を、さまざまな生活シーンを切り取るような形で漫画やイラストなどで描き、自分自身の未来の姿

と重ね合わせるができるような冊子を導入編として、計画本体とは別に作成することとしています。県庁若手職員による検討結果の成果も参考にしながら年度内に作成いたしまして、市町村や、それから図書館など、県民の目に触れやすいところに配布することはもちろんですが、県ホームページで公表するほか、特に中高生につきましては、教育委員会の協力も得る中で広く周知していきたいと考えています。

鈴木委員

先ほど説明もあったけど、第3章にアクションプランがあるわけだよね。17の政策をもとに将来展望を見ながら、多分すばらしい総合計画であろうと。知事がかわろうがかわらまいが、このことを目標に2040年があるとするならば、すばらしいことだと思うんだけど、特に県民の皆さんが、これを私たちのため、県民のための計画だと思っていただけること、そして県民の一人一人が、先ほど言ったように豊かさを実感できるか、あるいは幸福感を持てるかどうか、非常に大切なことだと思う。今回、知事、そして総合政策部を中心に総力を挙げてこの総合計画をつくったと思いますし、これを見ると、先ほど指摘したことも確かにあるかもしれない、人口推計なんかはね。だけれども、僕らとすれば、総体的に見て、この政策を推し進めるとすれば、きっとすばらしい山梨県になっていくのかなということを考えます。

この政策をつくる上で、総合政策部長がどんな40年後の山梨の未来像を、心の中で描いたのかな、それをちょっと聞きたいなと。聞くつもりはなかったんだけど、聞きたいなと思ったから聞くんですけど、それで、私の質問を終わらせていただきますが、どうぞ。

渡邊総合政策部長 私どもの総合計画について御評価いただきまして、ありがとうございます。若手の職員にこれを考えていただいたのは、将来の山梨県の姿を自分ごととして捉えていただいて政策の目標を持つことが、それぞれが同じ方向で長い間進んでいけるもとなるものかなということもあったので、若い人たちに自分のこととして捉えてもらおうということもあって将来の姿を描いていただきました。ここに描いたような姿が実現できるように、20年たっても、40年たっても、山梨県が全国の中でちゃんと光る存在であるように、きちんと皆さんに選んでいただける都市であるような山梨県にするべく、40年後の姿をよりよい山梨にするためには、この政策を着実に実行していきたいと考えておりますし、今回、将来の姿を考えてくれた若手の職員には、ぜひその姿を実現するべく、みずからの目標に向かって取り組んでいただければ、かなり実現に近づいていけるのではないかと思います。県議会の各委員にも、これからも変わらず御指導いただきまして、ぜひ皆さんと力を合わせてよりよい山梨をつくっていただけるように、よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第1-2号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

意見

杉山委員 第1－2号の核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての意見を述べさせていただきます。

本請願の趣旨は、核兵器禁止条約に関することでありまして、国の外交、安全保障政策に関連していることから、地方議会が意見書を出すことは慎重に熟慮しなければならないと考えます。したがって、現時点では本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(リニア中央新幹線の駅位置等について)

桜本委員 まず、リニア駅位置の検証についてお伺いいたします。

既に一部報道機関が、知事の発表を前に報道しているわけですが、先般の向山議員の質問の中で、リニアの駅位置について、大津と小井川の駅をシャトルバスで連結した場合を含めて検証するとのことでありましたが、その意図についてお伺いをしたいと思います。

石寺リニア推進課長 ただいまの大津と小井川をシャトルバスで連結した場合の意図につきまして答弁させていただきます。

駅位置につきましては、中央線や身延線などの既存の交通インフラが、その機能をネットワークとして将来的にも最大限に発揮し、全県にリニアの開業効果を波及させるものとする必要があると考えております。このため、県全体における将来の交通体系のあり方や、本県経済への波及効果も見据え、既存の交通インフラを含めた交通需要推計を行いながら、駅位置の検証作業を現在も進めているところであります。この需要推計に当たりまして、大津町と小井川駅間を公共交通で連結することを想定して検証作業を行っているところであります。

桜本委員

シャトルバスということになると、バスも大型化ということで、そもそも大津のリニア駅では、駅周辺にバスが進入できるような計画も備えてありました。そういった中で、小井川のほうにもシャトルバスを含めていくという考え方であれば、今、知事が訴えている南アルプス観光も広げていきたいというように、また例えば今までやってきたように、リニア沿線の活性化策ということで、今、市町にも市町村振興資金を使いながら地域が浮揚するような施策も大事じゃないかということで、そういった事業費を含めて発信をしているところであります。このシャトルバスについても、沿線の活性化、あるいは知事が考えている富士五湖へ行くシャトルバスとか、南アルプス、あるいは南や北へというように、起点となるような考え方もそこに付加していただきたいと思いますが、そのような検証はどのように考えているのでしょうか。

石寺リニア推進課長 今現在、駅位置の検証作業中ではございますが、リニア開業効果をより一層波及させるという委員の御提案につきましては、今後の交通ネットワークの構築に向けまして参考とさせていただきたいと考えております。

桜本委員 甲府駅からの身延線の活用も含めて、新平和通り、新新平和通りの交差点改良を主としていくのか、あるいは既存の身延線の複線化なり、あるいは便をふやしていくのかということも含めて、次の段階としては、両方を使うのか、どちらかを有効的に広めていくのかということは、これからつけ加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

石寺リニア推進課長 駅位置は現在、検証作業中ということで、この中で既存の交通ネットワークに与える影響、また乗降客数などが出てまいりますので、それらの数字が出た後、今、委員御指摘のありましたように、どのルートといいますかアクセスを重要視するのか、そういったことにつきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

(リニア中央新幹線の用地取得の進捗状況について)

桜本委員 次に、リニア中央新幹線の用地取得の進捗状況についてお伺いいたします。このリニア中央新幹線については、神奈川県駅が着工するなど、開業に向けて沿線の地域で着実に工事が進んでいると思います。本県における建設工事の用地取得等の進捗率についてお伺いします。これは、区間が幾つか分かれていると思いますが、そういったところも含めて進捗状況を御説明ください。

石寺リニア推進課長 ただいまの本県におけるリニアの建設工事及び用地取得の状況につきまして、御説明申し上げます。

まず、建設工事につきましては、現在、山梨県内、2工区を行っております。そのうち11月末現在で、一番先に着手しております南アルプストンネル山梨工区7.7キロにつきましては、約1,000メートルが掘り進められております。また、第4南巨摩トンネルにおきましても、早川東非常口の計画延長の約7割、約1,300メートルの掘削が進んでおり、JR東海では順調に進捗しているとしております。また、用地取得につきましては、地権者の8割の皆様と交渉に着手し、全体の2割程度の契約締結を目指すとした本年3月末までの目標は計画どおり達成したところであり、現在、約4割の皆様と契約を締結したところであります。

桜本委員 用地取得については、おおむね8割の地権者と交渉に着手しているという一方で、まだ用地測量に、測量の中まで入れないというような非常に困難を極めている地区もあると思いますが、その思わしくない地域について、それぞれ区間も地域もあるかと思いますが、その原因をお答えください。

大野リニア交通局次長 本線区間の全38地区のうち、JR東海によります用地測量が完了いたしました31地区で用地交渉を進めております。残る地区につきましては、用地測量の前提条件といたしまして、防音防災フードの設置、あるいは建設計画の4メーターを大きく超えます緩衝帯の設置などの要望がございまして、現在、JR東海からの回答を待っている状況でございます。

桜本委員 防音防災フードの設置要望が幾つかの地区からあるということで、騒音対策

については、地域要望がそれぞれ将来のことも考えてなされているかと思うんですが、具体的に幾つの地区から要望書が出されているのか。これは地域別に住民から要望があると思いますが、何地区から要望が出ているのでしょうか。

大野リニア交通局長 用地交渉を進めている地区を含めまして、これまで県に対しましてのフード設置に関する要望書の提出は、5地区から提出されております。用地交渉が具体化するに従いまして、防音防災フードの設置を要望する声は一層強くなってきておりまして、J R 東海に対しまして適切な対応を要請しているところでございます。

桜本委員 だんだんと開業の期間が迫っていく中で、それぞれの地区の進捗状況も含め、地域が抱えている課題を解決していかなければならない。その中で、今後どのように具体的に用地取得を進めていくのか、お答えください。

大野リニア交通局長 今年度、リニア用地事務所に新たにリニア用地対策幹を配置し、体制の強化を図ってございます。また、集中的に用地取得を行うため、職員のみならず、豊富な経験と専門的な知識があり必要な資格を有する民間の補償コンサルタントをさらに活用いたしまして、より多くの地権者との用地交渉に取り組んでまいります。

また、用地測量に着手できていない地区につきましては、県ではこれまでも各地区の要望内容を J R 東海に伝えてきておりまして、対応策を検討していただいております。今後も J R 東海に対して、それぞれの地域に応じた適切な対応を早期に講ずるよう強く要望してまいります。

桜本委員 住民の地域の理解を得ていくには、やはり J R の対応だけでもいかないということで、私どもが進めてきた市町村振興資金の創設、そしてその利用ということも含めて、沿線の市町の将来ビジョン、そして将来計画が一つ一つ完成して、各地域の将来が見通せるよう、そういった資金も創設したわけでありまして、今、市町の取り組みについては、財政的な支援がうまく利用されているのでしょうか。現況をお答えください。

石寺リニア推進課長 ただいまの市町村振興資金を活用した取り組み状況についてお答えいたします。

県では、財政面で沿線市町の取り組みを支援するため、平成 29 年度から市町村振興資金に、リニアの緩衝帯を利用した側道の整備、また移転する公共施設の機能拡充などの市町村の事業に対する新たな貸付枠を設け、円滑な資金調達を支援するとともに、後年度の財政負担を軽減できるよう、元利償還金の 2 分の 1 を助成しているところでございます。昨年度は、甲府市、富士川町など 4 市町に対して 7 億 2,000 万円の貸し付けを行ったところでございます。今後も、こうした制度を活用いたしまして、沿線市町の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

(特急あずさの停車駅削減への対応について)

桜本委員 次に、特急あずさの停車駅削減に対する対応についてお伺いをいたします。

本年 3 月に、特急あずさの停車駅が大幅に削減されましたが、今までの長年のダイヤ改正では、J R は停車駅をどのように減らしてきたのか。過去からさかのぼっていただいて、現状はどうかということをお答えください。

三井交通政策課長 私どもで承知しております過去5年間の状況におきましては、平成29年3月のダイヤ改正で、利用客数の状況に合わせて上野原駅と長坂駅の2駅につきまして特急の停車取りやめが行われてございます。

一方、本年3月のダイヤ改正におきましては、速達性の向上という営業戦略的なJRの一方的な理由によりまして、特急あずさの峡東3市など、県内主要駅への停車取りやめが行われたという状況でございます。ことし3月のダイヤ改正は、そういった利用の実態云々ということではなく、JRの一方的な理由による改正が直近では行われているということで承知してございます。

桜本委員

今、答弁にもありましたようなJRの一方的な営業戦略的な理由ですね。そして、具体的な数字の裏づけもなく一方的な停車取りやめによって、どれほど地域経済に影響が生じているのか。観光だとか、産業だとか、あるいは通学・通勤だとかというように、いろいろな側面からマイナス的なものが具体的に出てくると思います。これからは、そういった一方的な身勝手なJRの停車駅の削減によって、地域にどれぐらい経済的な負担というんですか、あるいは減少を及ぼしてきたか、この駅周辺ではこのような状態になっているということをや山梨県が具体的に調査して、JRに対してそういった裏づけを持って、ダイヤの改正をもうやめてくれと、あるいはもとに戻してくれということを言っているかなきゃならないと思います。ただ単に戻してくれ、ふやしてくれという議論ではないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

三井交通政策課長 本年3月のダイヤ改正は、地元への事前説明も全くない一方的なものでございました。こういった中、ダイヤ改正の発表以降、これまで地元の県議会、沿線市、また経済団体の皆様などにも御同行いただきまして、地域の人の声を直接JR等に訴えるため要望活動も実施させていただいてきたところでございます。今後におきましては、今、委員から御指摘のございました駅周辺の宿泊施設や観光地への来訪者の状況など、沿線の市町村等に対する聴取等も行いながら、そういったデータ、変化、推移といったものをしっかり把握し、これらのデータを今後の要望活動に生かしてまいりたいと考えてございます。

桜本委員

これからも一方的な、そういったダイヤ改正が行われるのであれば、地域住民、県民としてもJRに対して法的な規制ということも含めて本課においては研究しながら、沿線だけでも数多くの衆参両院の国会議員もいますので、そういった法的な規制も含めて、ぜひこれから周辺の自治体ともスクラムを組んで、トライをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

三井交通政策課長 JRにおきましては、本年3月のダイヤ改正以降、初めて沿線市との意見交換の場を設定しまして、これまで地元市と意見交換を実施するなど、地元の要望等の聴取に努めていただいているところでございます。今後のダイヤ改正におきましては、これらの地元の意見等が反映されることを期待しているところでございます。

しかしながら、今、JRが地元との事前の意見交換をしていただいておりますが、仮に、こういった仕組みがうまく機能しないという場合には、今、委員から御指摘のございました法的に地域の声が反映できるよう、国に対して制度の見直しを働きかけることも視野に、今後、対応してまいりたいと考えてござい

ます。

(鉄道通学支援制度について)

桜本委員

最後に、鉄道通学支援制度の実績と今後の対応についてお伺いをいたします。
鉄道通学支援制度は、平成29年度から今年度までの実証事業として承知しておりますが、この事業の目的について、改めて県の考え方、そしてそれに呼応する市町の考え方についてお伺いをいたします。

三井交通政策課長

鉄道通学支援制度の目的についてのお尋ねでございますが、本県は若年層によります進学、また就職を契機といたしました東京圏への転出割合が高いということが課題でございます。また、JR中央線の早朝の通勤・通学快速列車の導入を要望しておりますが、JRからは、さらなる利用者の拡大を求められてございます。こういったことを踏まえまして、学生の進学を契機といたしました県外転出、これを抑制するとともに、JR中央線の利便性の向上を図るため、県外へ鉄道を利用して自宅から通学する学生に対しまして、市町村と連携して通学費用の支援を行う、こういった目的でございます。

桜本委員

こういった事業が、実証実験として進んでいるということは、利用者の方々にも周知徹底しなければならない、そういったことが必要であります。その対象者に対してはどのように周知をしていくのか。そして、この実証事業の中で利用者がふえているのか減っているのか、あるいは大学によって差があるのか。また、今、学校といっても、4年制の大学もあるし、2年制もあるし、あるいは大学院もあります。そういった中で、そういった学校だとか、あるいは1年生、2年生、3年生、4年生の中でも利用者による差異、特徴があるのかどうか、お答えください。

三井交通政策課長

まず当制度の周知についてでございますが、県教育委員会等とも協力いたしまして、まず高校3年生を対象といたしました学校での三者懇談、進路指導等、こういった機会に自宅通学のメリットを先生方に直接御説明いただくということをお願いするとともに、広く生徒にこの制度の情報が行き渡るように、チラシの配布も依頼して、周知を図っているところでございます。

また、既に東京に下宿して都内の大学等に通われている学生、これらの方を自宅からの通学に転換を図るということで、東京にございますやまなし暮らし支援センターとも連携いたしまして、県内から通っている学生が多い大学等をターゲットに訪問いたしまして、自宅通学への転換を図るよう周知などもしているところでございます。

次に、当該制度の利用者の推移でございます。まず、制度創設市町村の状況でございますが、平成29年度の創設当初は5市でございます。翌30年度が7市、今年度が9市町ということで、制度創設市町村も年々増加してございます。

また、この制度の利用学生数でございますが、平成29年度は215人、平成30年度が343人、今年度も前年度を上回るペースで利用されておりますが、今年度の最終的な人数につきましては、3月末までに各市町から報告を受けるといった状況でございます。

利用している学年はどこが多いのか、あるいは大学の地域、あるいは大学の系統という御質問でございますが、平成30年度の利用者につきましては、まず地域でございますが、八王子市、立川市など多摩地域の大学等に通学する学

生の利用が最も多く、割合では全体の67%が、この多摩地域への大学に通う学生でございます。次に多いのが東京23区、これが約15%ということで、多摩地域と東京23区の利用が多いという状況でございます。

また、学年別では1年生の利用が最も多く、制度を創設しました平成29年度におきましては、1年生が33%を占めてございましたが、この制度の周知の成果もございまして、2年目には1年生が約46%と約半分を占めるという状況になってございます。次に多い学年は2年生で、約25%を占めるという状況となっております。

あと、大学、大学院等の区分での利用状況でございますが、最も多いのは4年制大学、これが全体の66%でございます。次に各種専門学校、これが29%ということで、4年制大学、また専門学校に通われる学生の利用が多いという、平成30年度におきましてはそういった状況になってございます。

桜本委員

今、説明のとおり、一定の成果を上げていると思います。この事業によって家庭の負担が軽減できる、あるいは人口減少の根底となる東京にそのままお住まいになって他地域に就職してしまうということにも対処できる、そういった事業でもあります。また、チラシにも、こういった具体的な数値を示し、十分に認知されていることも加えていただいて事業を進めていってほしい。この中で今後、制度創設に向け検討している市町村というのは、今現在、9市町あるようですが、どんな状況でございますか、最後に。

三井交通政策課長 今現在、当方で把握している限り、制度創設の市町村の動向については、富士急行沿線と身延線沿線の2つの自治体で制度創設に向けた検討が行われておると承知してございます。

(JR中央線のダイヤ改正について)

鈴木委員

1つだけ、先ほど桜本委員から話があったJRの関係なんだけど、今回、上り下り4便。これは、多分綿密な話し合いの中で、ある程度説明をしてきたと思うんだけど、JRはどんな対応だったかな。

三井交通政策課長 ただいまの鈴木委員の御質問でございますが、それにつきましては、本日、JRよりこれから発表になると聞いてございます。先ほど午前中の桜本委員の質疑の中でお答えさせていただいたとおり、昨年3月以降、これまで臨時列車を春、夏、秋と出してはございますが、そういった機会を捉えて、JRでは、地元のいろいろな要望、またその復元についての具体的な各地元の「この時間帯に」というような要望を個々に聞くということ、初めて今年度実施しているということでございます。また、県にも同じようなタイミングでお話ございまして、県といたしましては、なかなか各地元、各駅のそういった要望というものは必ずしも一致するものではないということもございまして、県からもJRには各沿線市の要望を最大限尊重して、できる限り要望に応えるようにぜひお願いしたいということで、そういったことを踏まえました形の中で、JRが今回、来年3月のダイヤ改正の中で対応した結果が、峡東3市につきましては、今、委員からお話のあった4便ということは聞いてございます。ただ、まだそれで十分ということではございません。まだ、時間帯であいているようなところもあろうかと思っておりますので、早朝や深夜などにつきましても、今後も引き続き、地元、県との意見交換の場を継続していただきながら、さらなる利便性の向上を図っていただくよう、JR東日本へ働きかけをしてまいりたいと

考えてございます。

鈴木委員

当時は国鉄から民営化して、今では民営化時代の担当のある程度偉い方、知っている人たちがいなくなってしまう。私どもも行ったんだけど、意識が、彼らは国鉄、国という考え方じゃなくて、どうももうけ主義に走る。要は、俺のところは力があるんだから、あんなのところにいろいろ言われる筋合いはないというような感覚がある職員が多い。それを私は、ちょっと失礼かもしれんけど、こんな民営化、大失敗だと。西野さん、大失敗だと。党本部にも言ったんだけど、党本部としても、それは1名の担当者がいるかもしれんけれども、国民を意識した民営化になってないと。だから、そんなのやめちまえと言ったんだ、俺は。実際行って。ただ向こうもこんな感じになってきちゃったから、余り言ってもしょうがないけれども。いずれにしても山梨県の駅の県民、市民をやっぴりないがしろにして、その上に山梨県もないがしろにしてきたわけだ。こんなことじゃおかしいじゃねえかと。民営化をやめちまえと言ったんだ、俺、はっきり言ってね。要は、県ともよく話をしたりしてうまくやっていくからと言うから、何とかじゃあ話が来てるのかなと思ったけど、どうも全国的に民営化してから、やはりそういう意識を持たないで、今、運営をしている感じがするんだよね。だから、それは私どもは強く言ってきているから、今度は三井課長、強く出て、もし何だったら俺のところに行ってほしいから。そんな力はないかもしれんけど、国には言うことはできるから、だからそのぐらいは強くやっていく。彼らは自分たちで回しているような気持ちでいるんだね。確かに経営というのはそうかもしれんけど、だけど国鉄時代、民営化したときの考え方を職員が忘れてきていることは事実だよね。だから、その辺はもっと強く出て、何で話をちゃんとできないということは言ったほうがいいと思うよ。僕らもそういうことをうんと強く、国にも、ほかの人には申しわけないんだけど、自民党にも強く言ったんです、党本部へも。だから、その辺を意識して、強気でやらんと、また同じことをやられる可能性がある。

確かに上り2本・下り2本なんていうよりも、10本減らしたら、少なくとも8本ぐらいはやっぱり戻してもらわんと。それでもう一つは、地域ごとの事情があると言っても、ただ観光ばっかじゃなくて、通勤の足という点で、朝の一番すごいところを減らされたんだよね、あずさにしても。その減らす感覚が私にはわからないので、要は経営理念だけで持ってきたのかもしれないし、だったら今回もふやした要因は何でふやしたんだということも逆に言えるじゃないですか。だから、簡単に減らされ、簡単にふやすというのはおかしいと私は思うんだけど、どうかな。

三井交通政策課長 今、鈴木委員からお話しいただきましたとおり、県としてもJRの速達性の確保という一方的な理由で、地元の意見聴取等もなく減便されたということについては、当然納得できないものでございまして、このため、地元在住の鈴木委員、また国会議員のお力もいただくなど、要望活動の体制を強化して、山梨地域を挙げて、今年度これまで取り組みをさせていただきました。また、減ったからふやせということではなく、地域経済への影響のバックデータなど、どうすれば説得ができるのかというような観点で、戦略的に力強く今後も対応をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

鈴木委員

答弁は要りませんが、もし不都合があったら、地元の県議会議員もそうなんだけど、それと相まって私どもも中心になって国へ行ったり、どこでも

行きますから、発言はどんな発言でもしますから、極端な言い方でもさせてもらえばしますから、そんなことでよろしくお願いします。

(外国人材の受け入れ支援について)

早川委員

2項目お伺いします。

まず、外国人の労働人材に関してお伺いしたいと思うんですけど、全国的にも、本県でも、特に富士北麓で、観光や福祉、土木の人材が足りなくて、最近では外国人の方々の受け入れもふえています。夏ですか、9月ぐらいに県はアイメッセの周辺に外国人材企業相談センターをつくったと思うんですけど、つくった結果、どのくらいの相談件数とか、具体的な内容、あとは受け入れ職員の知識不足によって機能していないと、いろんなことも聞いてるんですけど、答えられる範囲で現状について教えていただけないでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 外国人材企業相談センターについて幾つか御質問をいただきました。一点目、相談件数でございますけれども、11月末現在で累計36件でございます。業種別で見ますと、製造業や建設業が現状多いような状況でございます。

相談の内容でございますけれども、自社で外国人を雇用する際に、どのような制度や在留資格が使えるか、実際にどのような手続が必要か、そしてコストがどの程度かかるか、こういった相談の内容が多く寄せられてございます。課題といたしましては、利用件数の増加と、センターや相談員の専門的なノウハウの蓄積、この2点だと考えてございます。企業の皆さんからの相談にきめ細かく対応するとともに、センターをさらに活用していただけるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

早川委員

始まったばかりなので、今後も使われるようにやらなきゃいけないんですけど、相談に来る企業だけじゃなくて、山梨県全体の企業の悩みというか、企業が抱える課題を把握していないと、そういう政策は打てないと思います。たしか外国人を雇用している企業向けにアンケートをとりましたよね。アンケートをとったところの課題とか、アンケート結果はもう出てますか。

高橋外国人材受入支援課長 御指摘のとおり、今年度、外国人を雇用している企業に対しまして、実態調査を実施しております。10月に調査をスタートいたしまして、速報値が取りまとまった段階でございます。結果を申し上げますと、採用時と採用後の課題として最も多く上がりましたのが、外国人労働者の日本語力の不足、次いで文化や価値観、習慣の違い、この2つが多うございました。このほか、雇用の際の手続が煩雑ですとか、住宅の確保や生活面のフォローが大変だという声も多くいただいております。

早川委員

私も、来てからの生活面ということで、言語について課題があると、よく聞くんです。その中で他県では、直接的に企業に対して支援、補助金などを出しているところもあるんです。本県は今のところないという中で、こちらに来てからの習慣とか言語に対するサポート、私は必要だと思うんですけど、その辺は、本県として準備はあるのかどうか、また考えをお伺いしたいと思います。

高橋外国人材受入支援課長 先ほど申し上げましたとおり、県では、外国人を雇用した企業からの相談を受ける体制というのは整えてございますけれども、外国人を雇用す

ること自体に着目をした企業への直接的な支援というのは、現在は行ってご
いません。考え方としましては、単に外国人労働者の数や雇う企業がふえれば
よいという、そういった姿勢には慎重になるべきと考えておりますけれども、
外国人が働きやすい企業をふやしていくと、そういう観点は非常に重要だと考
えてございます。企業や、そこで働く外国人の皆様の困り事に対してどのよう
な支援ができるか、検討してまいりたいと考えてございます。

早川委員

もう一点、先ほどの答弁で、住宅というところがあったと思うんですけど、
住宅に関して、外国の人たちが来て、住まいに困っていると、それも聞くん
ですけど、貸すほうも貸しづらいとか地域の雰囲気もある中で、私は県の何ら
かの方針があると、そういう政策誘導があればいいかなと思っています。あ
いてる県営住宅とか、こんなこと言っちゃあれですけど、人気がないような
県営住宅については、外国人の方を受け入れるとか、そういうことはいかが
かなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 外国人の住宅確保の対策について御質問いただきました。

まず、現状の対策についてでございますけれども、外国人など住宅確保が困
難な方々向けに、県や不動産業者などが連携をいたしまして、円滑な入居が
できるような支援をしてございます。具体的には、山梨県居住支援協議会とい
うものを立ち上げまして、外国人の方が入居可能な住宅をあっせんしたり、仲
介可能な不動産業者を紹介したりということを行ってございます。

これも御指摘のありました県営住宅についてでございますけれども、直接の
所管は県土整備部になりますが、今回、入居の促進を目的としまして、入居
要件を緩和するという制度改正を予定していると承知してございます。単身で
来県する外国人の労働者の方々も県営住宅に入居ができるような要件緩和とい
うように承知をしてございます。

これまでも、県営住宅には、外国人の入居は可能ではございましたが、世帯
での入居という要件がついてございました。今回の制度改正に伴いまして、県
外や国外から就労する予定の方々であれば、単身でも入居が可能になると承
知をしてございます。こうした取り組みを進めることで、外国人の皆様にも住
宅を確保しやすい環境が整うものと承知をしてございます。

早川委員

外国人が単身でも住めるということで、確認でいいですね。これは新しいとい
うことで、これは外国人だけじゃなくて県外からの移住などについてもよか
ったなあと思っています。

外国人労働について最後なんですけど、6月の委員会でも言ったと思うん
ですけど、これからは安かろう悪かろうじゃなくて、選ばれる県となるためには、
公的な担保とか安心感を生むために、他県では協定みたいなものを行っている
と思うんですよ。そこで本県も、いろんな方が頑張られて、ベトナムとか、フ
ィリピンなどとやっていますが、単純な友好関係だけじゃなくて、県として労
働人材について具体的に協定を結ぶべきだと、私は思うんですけど、その点い
かがでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 人材確保の観点から連携が必要という御指摘かと思
います。どのような国や地域とどういった形で連携ができるかどうか、現在、
6月の議会での御指摘も踏まえまして調査研究をしているところでございま
す。委員の御指摘がありましたとおり、形式的なものになっては意味がないと思
いますので、

具体的かつ実効性のある連携ができるかどうか現在模索をしております。引き続き前向きに取り組んでいきたいと考えてございます。

早川委員

千葉県などが具体的にやっていて、成果が上がっていると思うので、お願いしたいと思います。

(世界遺産富士山について)

質問を変えます。もう一点、富士山に関してです。

富士山については、本会議で我が会派の渡辺議員が質問してくれて、協力金については、現体制からの抜本的な改善について言ったと思います。任意徴収を始めてもう五、六年たっているのに、抜本的に徴収について見直しをすべきという、私は、特にそういう考えがあるんですけど、6月の本会議や9月の委員会で、具体的に対象者とか、強制的、義務的な徴収の方向で検討するという事で、その後、実際に専門委員会が開催されて議論が進んでいるということ、それを漏れ聞いているんですけど、その内容をまず教えていただきたいんです。

土屋世界遺産富士山課長 富士山の保全協力金につきましては、10月25日に今年度第1回目の利用者負担専門委員会を開催したところでございます。現在の協力金の制度でございますけれども、これは基本的な理念、富士山の普遍的価値を広く後世へ継承するための意識醸成、寄附をしていただくことによって保全意識を持っていただくというようなことを基本理念としまして、運用しているところでございます。検討会の中では、その考えに、さらに受益者負担という考え方、これを加えて検討を進めるとしており、そういう合意がされているところでございます。

今後、利用者の公平な負担、そういったものを加味した全ての来訪者の方が支払う制度とする方向で、対象者ですとか金額など、そういったもろもろのことにつきまして今後検討していくこととしているところでございます。

早川委員

全ての来訪者ということがあったと思うんですけど、常々、5合目以上じゃなくて、麓から来る人も取るべきだという考えもあるし、例えば乗鞍などは、車で入る人だけに限っているんで、その辺をぜひ、本県だけで決められないので、進めていただきたいと思います。

もう一点、注目すべきは、実際に登っている人の考えについて、アンケートをとったと思うんですよ。たしか、そんな答弁もあったと思うんです。そのアンケートで、例えば大反対なのか、賛成とか、おおむねいいのか、アンケートの結果を詳しく教えていただけないでしょうか。

土屋世界遺産富士山課長 今年度、開山期間中に、6日間にわたりましてアンケート調査を実施したところでございまして、おおむね1,500ぐらいの有効回答をいただいているところでございます。アンケートの項目といたしまして、「今後、富士山の利用者負担制度はどうかと思えますか」という設問を設けたところでございますけれども、それに対しまして、現在の制度を支持するという方が約2割、19%でございました。それから、全員が支払う制度、そういったものもいいという考えをお示しになった方が約8割という状況でございました。それから、使い道に関してでございますけれども、公衆トイレの整備、維持、それから登山道の維持補修、そういったことに使ってほしいという意見が多く出されていたところでございます。

早川委員

8割が反対じゃないというか、肯定的ということで、今後、さまざまな登山道の整備、シェルターなどいろんなことも出ているので、しっかり財源確保について具体的に進めていってほしいと思います。

最後に、富士山全体に対する電力供給について、ちょっと聞きたいと思うんですけど、5合目に今、電話はあるんだけど、電力がないと。こうした中で、地元の業者の人から、ここに行くスバルラインについては、電力供給はできるというか、やっているということで、今、調査を始めたと聞いています。富士山自体、年間に500万人も観光客が訪れている中で、今は化石燃料が消費されていて、環境への負荷も高いと思うんですよ。私は5合目もやるべきだと思うんですが、5合目じゃなくて、今はそこに至るまでのスバルラインについて、電力を引く調査を行っている状況や、可能性を含めて、富士山を担当する世界遺産富士山課として、その状況をどう捉えているのか、お伺いしたいと思います。

土屋世界遺産富士山課長 電力の関係につきましては、5合目ロータリーの浄化槽の維持ですとか、電灯ですとか、そういった道路施設用の電源確保のための基礎調査を行うと聞いているところでございます。富士山の環境を今後とも保全するとともに、将来にわたって富士山を魅力的な観光地として維持・発展させていくためには、将来的にインフラの整備というのは重要なことだと考えているところでございます。引き続き、県土整備部と緊密な情報交換を行っていきたいと考えております。

早川委員

そうすると、今、スバルラインについては調査をやっているという、その確認ですけど。

土屋世界遺産富士山課長 これから始めると聞いております。

(文化芸術推進基本計画(仮称)について)

山田(七)委員 昨年度、県が制定した文化芸術基本条例の事業の一環で、先月の11月24日、やまなし文化フォーラムが開催されました。山梨県出身で、元と云っていいのか、レミオロメンの藤巻さんが来て話をしてくれて、最後に2曲サプライズで歌を歌ってくれて、私も参加させてもらいました。非常に盛り上がったフォーラムだと思うんですけども。このフォーラムを開催した目的と成果、そして今回、若い人たちをターゲットに次代へ山梨の文化を継承していくというのがテーマだったと思いますが、どういう形でフォーラムを周知していったのか、教えてください。

酒井生涯学習文化課長 昨年制定しました山梨県文化芸術基本条例において、11月を文化芸術推進月間としまして、月間の趣旨にふさわしい事業を実施することとしております。このやまなし文化フォーラムは、若者が文化芸術に関心を持ち、活動に参加する機運を醸成することを目的に開催した事業です。フォーラムの周知方法としましては、ポスター800枚と広報チラシ1万枚を作成し、県内の高校、大学、教育委員会などに配布をいたしました。また、県の広報誌「ふれあい」11月号の新聞掲載やテレビ・ラジオで周知をしたほか、山梨県高等学校文化祭や高等学校校長会、ヴァンフォーレ甲府のホームゲームなどでも周知を行い、若者の参加を促したところでございます。

山田（七）委員 今、基本計画を策定していると聞いているんですけども、これはどのような計画になるのか、教えてください。

酒井生涯学習文化課長 仮称ではございますが、現在策定中の文化芸術推進基本計画は、文化芸術が活力を生み出す地域づくり、県民誰もが親しめる環境づくり、また山梨の文化芸術を育む人づくりを3つの基本方針としまして、特に少子高齢化やグローバル化の進展などの文化芸術を取り巻く社会状況を見据える中で、若者など文化芸術活動を担う人材の育成や次代を担う子供の文化芸術を尊重する心の育成を図りながら、文化芸術の振興による豊かで活力ある地域社会の実現を目指していきたいと考えております。

この基本計画の策定に当たりましては、文化芸術の継承活動や人材育成を行っている方などで構成される有識者の会議で御意見を伺っているところでございます。計画は本年度中に策定する予定でございます。

山田（七）委員 フォーラムの中でパネルディスカッションがありました。県内の高校生2人と大学生3人が、メインの藤巻さんとディスカッションする中で、高校生、大学生が、今回は演劇というか芸術という形の中で、ブラスバンドと和楽器をコラボしたらおもしろいよねとか、演劇とブラスバンドを一緒にコラボしたらおもしろいよねとか、ほかの高校と広域連携した中で演劇などができればおもしろいよねとか、県内をぐるっとサイクリングをできるようなロードができたらいいよねとか、すごく前向きですばらしい意見が出たと思います。そういった意見に対して、県の皆さんはどういう感じを持ったのか、教えてください。

酒井生涯学習文化課長 やまなし文化フォーラムへの貴重な御感想、ありがとうございます。感謝申し上げます。当日、文化フォーラムに御出演いただきました高校生や大学生からの御意見は、今、委員がおっしゃったことのほかに、小さいころから文化芸術に触れる機会をつくるのが大切であるとか、ストリートピアノを設置することなどにより文化芸術の発表や交流の場をふやすことや、またジャンル別の交流を持ち、新たなものを生み出すことが必要であるというような、とても前向きな御意見を頂戴いたしました。これらの若者の積極的な御意見を、現在策定中の基本計画における取り組みの参考としていくとともに、学校や関係団体とも情報を共有し合う中で、若者の意見を反映していきたいと考えております。

山田（七）委員 こういったシンポジウムとかフォーラム、パネルディスカッションで出た意見は、聞くだけじゃなくて、それを実現していくところにやっぱり意味があると私は思うんですよね。そういった中で、高校生か大学生の1人が、いろんな前向きな意見を言ってくれたんですけども、最後に、お金がないとか、場所がないといったことで結局できないよねという意見が出ちゃったんですよね。私は、それはすごく残念なことだと思うんですよ。そういった、はなからできないということが頭にある中で、社会に出てから前向きな意見というものが出づらくなったりするという、若者の考え方を小さくしてしまうような考えがあります。こうした中で、これからつくる基本計画で、そういった意見をできるだけ具現化していったらあげようという形があるのは、非常にうれしいことだと思います。今回のこういったフォーラムの若者たちの意見を踏まえて、人づくりというのは大変大事なことだと思うんですけども、この基本計画の中にどの

ような形で盛り込んでいくのか、もう一度お願いします。

酒井生涯学習文化課長 文化芸術を育む人づくりにつきましては、文化芸術を支える担い手を育成することとか、次代を担う子供が中心になって地域に誇りと愛着を持ち、本県の文化芸術を後世に引き継いでいくこと等の課題を踏まえまして、今、計画の中では、若手芸術家や子供たちとの交流の促進や、子供が伝統的な文化芸術に触れる機会の提供や文化芸術を鑑賞する機会の充実などを盛り込んでいくことを考えております。また、計画に盛り込んだ施策につきましては、県だけではなく、文化芸術団体や関係機関、市町村の御協力をいただく中で、施策の実現に向けて進んでまいりたいと思っております。

(JR中央線の通勤・通学快速列車の導入について)

山田(七)委員 質問を変えさせていただきます。

桜本委員が中央線の通学支援に関して質問をしまして、それにちょっと関連するんですけども、答弁の中で、利用率を向上することによって通勤・通学の早朝快速導入の一つの目的にするというような形があって、私も山梨県を通勤・通学圏にするためには、早朝の通勤・通学列車をつくるというのは非常に大事なことだと思います。利用率がどのぐらい上がったなら朝の通勤・通学の列車が出るのか、そういう数値的な目標というのは、JRと何か協議しているんですか。

三井交通政策課長 JRからは、具体的に今の人数に対してどのぐらいという、そういった明確な目標数値は示されてございません。利用者の増加を図ることということでございます。平成29年度からこの取り組みを行いまして、県内の主要駅について、この支援制度を実施している沿線市の駅の利用率は、着実に増加してございます。そういった成果につきまして、随時JRのほうに報告させていただいております。その中で、JRからは一定の評価を得ていると認識してございます。

山田(七)委員 早朝の通勤・通学の電車の実現に向けて、これはぜひともやってもらいたいですけれども、ある程度、数値目標というものを設定しないと、結局、最終的にはいつまでたっても私は実現していかないような気がするんですよ。ぜひとも今後、ある程度の数値目標というものを設定する中で、ここまでいったら通勤・通学の電車をつくりますよという形にしていただきたいなと思うんですけども、その辺はどうでしょう。

三井交通政策課長 ただいまの委員の御指摘のとおり、これまでも通勤・通学快速列車の導入のほかに、JRの利便性向上を実現するための具体的な目標数値がないと、県、また地元の市町村としても取り組みづらいということで、これまでもお話を重ねてまいったところでございますが、先ほどの鈴木委員とも重なりますが、そういった部分も含めて、今後も強い姿勢で話をさせていただいて、目標数値を具体化するよう交渉、折衝を強力にしてまいります。

(リニア中央新幹線の駅位置等について)

望月(利)委員 リニア駅についてなんですけど、単刀直入に聞きますけど、どちらになりますか。

石寺リニア推進課長 リニアの駅位置につきましては、今現在もいろいろな確認作業を続けているところをごさいますて、先般、県議会の全員協議会の場での説明をお願いして許可を得たところをごさいます。その18日の全員協議会の場におきまして、知事から議員の方々に直接説明させていただければと考えております。

望月（利）委員 報道が先行しているということは御承知だと思います。12日の地方紙によりますと、「リニア駅『甲府市大津』再集約へ」という見出しで大々的に報道された。そして、テレビ各社でも報道されています。その内容は、関係者によると、駅位置の変更に伴うコストを含めて総合的に判断したという、こういうことですが、このコメントについてはどうお考えですか。

石寺リニア推進課長 私ども、いまだ検証作業を続けている中で、私は今、報道関係の窓口になっておりますけれども、いろいろなお問い合わせが来ますが、検証作業を続けているということ以外、お答えしておりません。そういった中で関係者という方がどういう方なのかというのはちょっと推測できませんが、報道機関としては、いろいろなネットワークの中で、いろいろ取材をされていることかと思えますけれども、少なくとも県からそういった情報が出ているとは承知しておりません。

望月（利）委員 同じ報道にも、需要予測調査は現在有識者に見解を聞くなどとして取りまとめの作業に入っているが、小井川駅周辺に変更するだけの優位性が見られないと、具体的な方向性まで新聞に書かれている状況です。こういう情報というのは、どういった方が得るのかということをお聞かせいただきたい。どういった方が知っているのかということ。

石寺リニア推進課長 検証内容につきましては、私どもリニア交通局、また受託者であるコンサルタント以外に、そういった数字等が出ていないものと承知しております。

望月（利）委員 要は、議会軽視ということなんですよ。今までもありました。議会制民主主義、まず議会に説明してから報道に出るとというのが普通じゃないですか。当然、県の方々が、これを議会が決める前にリークしたということであれば、これは公務員の守秘義務違反にも相当する重大な事態になってくると思います。でも、こういったことが今までずっとずっと繰り返されている。そして、今回、私、議会として、会派とか政党とか抜きで、議会人として言ってるんですよ。代表質問でも、一般質問でも聞いている。それが何で質問戦が終わった直後に、こういう感じが出てくるのかということ。これは議会人として本当に恥ずかしいし、我々は怒らなきゃいけないことだと思いますし、このことについてもう一度御答弁いただけますか、どう考えているか。

石寺リニア推進課長 いまだ検証作業を続けている中で、このような報道がなされることは大変遺憾なことだと思っております。私どもとしまして、十分に情報管理を徹底しておりますけれども、今まで以上に御指摘を踏まえて徹底してまいりたいと考えております。

望月（利）委員 ですから、今、執行部側も遺憾なことだという判断です。我々議会としても、こういうことを繰り返しているのは、県民の議会に対する信頼、これも失墜してくるということをごさいます。どうでしょう。この委員会で、こういったこと

を徹底的に調査するような議論を進めていくべきだと思いますが、どうでしょうか。決をしてください。

乙黒委員長 各委員に申し上げます。暫時休憩させていただきます。

(休 憩)

乙黒委員長 それでは、審議を再開いたします。

ただいま望月委員からいただいた意見は、各会派代表者会議のほうで各会派の意見を取りまとめていただくということで、要請をさせていただくということでまとめさせていただきたいと思います。

望月（利）委員 それでは、切り口を変えますが、需要推計、精度の高いものを行っていくということで、リニアの利用ですね、これは知事の就任以来の言葉でして、身延線等のアクセスが重要という部分と、1日最大1万9,700人とする予測も根拠が不明ということで知事はおっしゃって需要推計をしていたということ。数字というのが出ているのであれば、教えてください。

石寺リニア推進課長 需要推計の最終的な数字につきましては、現在、中身につきまして確認作業を行っているところでございますので、今、最終的にお答えできる数字を持ち合わせてございません。

望月（利）委員 おかしいじゃないですか。だって本会議の答弁で、向山議員が質問したときに、シャトルバスを走らせる、それも検討するという答弁を本会議で出しているんですよ。本会議よりきょうは日付が後ですよ。シャトルバスを出せるということは、それなりの推計が出ていないとシャトルバスを何台走らせるのか、シャトルバスなのか、普通のマイクロバスでいいのかという部分も答弁できないじゃないですか。出ていると思いますので、ちょっと教えてください。

石寺リニア推進課長 本会議での向山議員の答弁につきましては、大津町と小井川駅を結ぶシャトルバスを踏まえた推計をするということを御答弁させていただいたと承知しています。シャトルバスが何本出るとか、そういった意味ではなかったのではないかと承知しております。その内容につきましては、答弁前に質問内容を私どもが把握した時点で、そういったものが必要ということの判断の中で、そういった推計を開始したところでございます。

望月（利）委員 じゃあ前の1万9,700人とする予測。これは根拠的にはどうだったんですか。弱いものだったんでしょうか。

石寺リニア推進課長 私ども県としましては、これまで2回、乗降客数を公表させていただきました。1つは平成25年3月にリニア活用基本構想の中で、1時間当たり上下1便がとまるということで、1日1万2,300人という数字を出させていただきました。また、昨年11月にリニア環境未来都市基本計画をつくる中で、これにつきましては、1時間1本でございますと1万2,000人、1時間に最大2本の場合は1万9,700人という数字を出させていただきました。これにつきましては、どちらの需要予測につきましても、アンケートをもとにしたモデルを構築しまして、専門家の意見を聞く中で、そのモデルの正当性を

評価していただく中で出した数字でございます。

望月（利）委員 しっかりと前へ進めてほしいということでございます。それと、議会制民主主義、そして地方自治の本旨にのっとるということで、本会議でも話があったとおり、しっかりと小手先だけではなくて、そしてこういう情報が我々議会ですっかりと議論してから出ていくように努めてほしいなという思いでございます。

以上、答弁は要りません。質問を終わります。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局
関係

※第109号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第111号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(庁内託児所設置事業費について)

桜本委員

総の4、庁内託児所設置事業費について何点かお伺いをいたします。

私、前県政のときに、この問題について質問しようとして、全国各地の状況等も調べた経緯がありましたが、なかなかいい答弁がいただけないということ

で諦めた、そういった事業でありまして、人一倍、この事業については関心があると同時に、素早い事業の執行を求めたいという意味で質問させていただきます。

設置する目的について、まずお伺いをしたいと思います。

古屋職員厚生課長 目的でございますけれども、庁内託児所の設置につきましては、現在、子育て中の職員の多くが日常的に保育所に子供を預けたり、あるいは祖父母に子供の面倒を見ていただいたりというようなことで業務についているわけですが、その保育所の休園なり、あるいは祖父母の体調不良などの場合におきまして、預け先がなかなか確保できないといった場合がございます。こういったときに職員は休暇をとらざるを得ないという選択しか、今はないわけですが、そういったときに業務が停滞するというところで、仕事と育児の両立に課題があるのではないかとございまして、そこで、こうした一時預かり施設として託児所を設置することによりまして、子育て中の職員が安心して働き続けられる環境を整えまして、多様な働き方を実現することにより、業務を安心して続けられることによって質の高い県民サービスにつなげていきたいとございまして。

また、庁内託児所につきましては、県職員だけではなく、県庁に来庁される県民の皆様にも県庁の用務を済ませる間、預けられるということで御活用いただける施設にしていきたいと考えております。

桜本委員

事業費ということですので、子供の人数や対象年齢、料金、また、庁舎内の一角につくるわけですから、託児所の名称だとか、非常に大事になってくると思うんですね。その辺について具体的な数字を、あるいは名称等をどのようにしていくのか、お答えください。

古屋職員厚生課長 まず、対象となる子供の年齢でございますけれども、職員及び来庁者の生後6カ月程度から小学校に上がる前の就学前の子供とする予定でございます。これは、ならし保育が始まる生後6カ月の時期から小学校の学童保育等の公的サービスの対象となるまでの期間の乳幼児期を対象としたいと考えております。

また、託児所でございますけれども、ここで10人以内の子供を預かる予定でございます。

利用料金につきましては、周辺の民間施設等の状況もございまして、そういったところの状況を参考にしながら、今後、検討、調整していきたいと考えております。

名称につきましても、県庁における施設でございますので、ある意味、モデル的なところもありますので、そういったことが広く知られるような名称を今後考えて調整していきたいと思っております。

桜本委員

総の4の債務負担行為の事項で、運営については委託契約を締結するということですが、委託するのにも募集をしなければならない、あるいは募集要項はいつまでにつくるとか、整備していく上での具体的なスケジュール、そして開設の予定についてお伺いをいたします。

古屋職員厚生課長 できるだけスピーディーに行っていきたいとは思っておりますが、この12月補正をお願いしているわけでございますけれども、今年度中に施設の設計、

それから工事に着手しまして、同時に運営の事業者についても、整備とあわせて手続を進めていきたいと考えております。開所につきましては、子供を預ける時期もいろいろ季節があると思いますけれども、ちょうど夏休み等にぶつかる夏の需要の多いときが想定されますので、これから整備をしまして、そういった需要の多くなるような時期を想定したところで、明年8月ごろを目指して手続を進めていきたいと考えております。

桜本委員 最後、私はたばこをやめて、たばこのにおいには非常に敏感なほうになったんですが、あそこの前に喫煙所があるんですが、あの通路のところ、たばこのにおいが漏れてくるんですね。私が感じるということですから、そこにお連れする保護者、あるいは子供さんについても、何か嫌なにおいがするなというようなことを感じるかもしれません、その辺のにおいについて何かお気づきになってはおりませんか。

古屋職員厚生課長 設置場所についてですけれども、一番利用しやすいというところで、入り口に近い場所であり、階段がなく、直接入れるような場所というところで今、考えているところがございますけれども、あそこの部分がちょうど喫煙所が外側にあるということで、基本的にあの設備自体は中で吸っても外に漏れないような仕組みにはなっているかと思うんですけれども、どうしても吸った後に歩くと、においがしたりというようなことはあると思います。その辺は、また今後の検討になろうかと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第119号 令和元年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第125号 当せん金付証票発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(地下水に着目した法定外税の導入について)

桜本委員

地下水に着目した法定外税の導入について、何点かお伺いをいたします。

本会議においても、臼井委員が非常に斬新な質問をして、いい答弁も引き出せるのかなと思っていたところ、まだまだ先が見えないような、そういった答弁という感じに受け取れました。そこで、県の財政状況が厳しい中で、山梨県独自の財源を確保する必要があるという考えのもとで、我々県議会でも地下水に着目した法定外税の導入を提案したところ、これまで2回、検討会を開催したようですが、各回でどのような検討を行ってきたのか、検討の概要についてお答えください。

今井税務課長

これまでに2回ほど開催しておりますけれども、まず第1回目は8月8日に開催いたしまして、内容につきましては、県議会からの政策提言の内容説明、それから提言の背景となっております本県の財政状況、それから地下水の利用、あるいは保全状況等について、担当課のほうから説明しまして、委員の先生方から質疑をしたところでございます。

次に、第2回目でございますけれども、10月31日に第2回目を開催いたしまして、内容につきましては、県議会からの提言にありました課税対象について、議会のほうで意見を述べられました青木委員に、想定される課税対象及び課税の方法等について御説明をいただき、委員の先生方に意見交換をしていただいたところでございます。主な意見としましては、地下水を価値あるものと捉え、そこに税源を見出すという考え方は理解できるとか、課税の根拠については慎重に議論するといったような御意見をいただいております。

桜本委員

2回、検討会を開いた中で、まだ今までどおりの意見しか出てこないように受け取るんですが、第3回についてはどのような検討を行っていくのか。県議会で提言しているような賛成意見が出ているとか、あるいは反対意見が出ているというように、先ほどの説明においては、慎重になるべきだというようなことしか出ておりません。もう一回、お聞きしますが、1回目、2回目を通して、我々の提言に対して賛成している意見について、あるいは反対している意見について、ある程度のことを我々議会側に通じていただかないと、我々の中においても、じゃあその問題についてはこういう対応の仕方がある、この問題についてはこういうふうにやっつこうじゃないかということにもつながるわけですので、もう少し風通しをよく、検討内容を我々議会側のほうにも情報を流していただきたいと思っております。

これは先ほどの漏えいという話ではなくて、議会側と、そういった検討会の間で風通しをよくしていただかないと。我々は県内各地から選挙という洗礼を受けて議員として当選し、その中で意見を述べ、提言をしているというように、議会の提言は県民の意見とイコールだという気持ちで、私どもは発言をしております。それぞれの票の重さを背中にしょって、そして言葉として発信をしていく。そんな県議会の提言の重さというものを、十分に皆様方には御理解いただかなければならない。その点を踏まえて、今のことに答えていただきたいと思います。

鈴木総務部長

桜本委員の御意見、おっしゃるとおりでございます。今後、第3回目以降、議論の内容についてお話しさせていただきます。

第1回目、第2回目について、先ほど課長からございましたけれども、第1回目はまさにキックオフの会議、こういう形で立ち上げますということで、そもそも法定外の税、あるいは地下水の状況などを説明したと。第2回目は、先ほども課長からございましたけれども、青木委員のほうから御自身の考えを述べたと。まさに第3回目以降、いよいよ本格的に論点整理をして、先ほど委員がおっしゃられた賛成意見、あるいは反対意見といったものが出てくるという状況でございます。その点、今の委員の御意見を踏まえまして、しっかり対応させていただきたいと思っております。

桜本委員

大事なことは、この提言をした委員会の青木委員についても、我々、前の委員会の際に、参加を拒まないでくれというようなことも、この中で提案をさせていただきました。そして、思う中で大事なことは、先ほど審議していただいた山梨県の総合計画においても、自主財源を確保しなければならないという強い知事の気持ちがあって、これまで審査してきているわけでありまして。

そういった中で、私は動議として、本県議会が提出した法定外税導入に関する政策提言を尊重し、速やかに検討を進め、導入を決定するよう求める旨の決議を、総務部を所管する当総務委員会提出議案として本会議に提出すべきと考えます。委員長、よろしく願いをいたします。

乙黒委員長

ただいま桜本委員から、当委員会において、地下水に着目した法定外税導入に関する決議を委員会提出議案として提出する旨の動議の提出がありました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

乙黒委員長

御異議なしと認めます。よって、本動議は可決されました。

この際、申し上げます。委員会が議案を提出する際には、会議規則第14条第2項の規定により、その案を備えることとされております。案文を配付いたします。

決議の委員長案については、お手元に配付のとおりであります。

何か御意見はありませんか。

暫時休憩とさせていただきます。

(休 憩)

乙黒委員長

それでは、会議を再開いたします。

今、お手元に案を配付させていただきました。一読させていただきます。

地下水に着目した法定外税導入に関する決議。自主財源が乏しく大変厳しい本県の財政状況に対応し、魅力ある地域づくりを推進するため、新たな税源の創設に向けて県議会では平成31年3月に知事に対し、地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言を行った。その後、県では本年8月に山梨県地方税税制等検討会を設置し、協議を行っており、法定外税については、この検討会の検討結果を踏まえて対応すると、今定例会の一般質問において答弁があった。今定例会に提案されている山梨県総合計画においても、税収確保対策等による独自財源の確保をうたっている。新たな法定外税を導入すべきであるとしたこの政策提言は、県議会がさまざまな視点から議論を重ねた上で知事に対し提出

したものであり、極めて重いものであることから、速やかに検討するとともに、その導入を決定することを求める、という形となっております。

御意見ございますでしょうか。

それでは、当決議案を議長に提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

乙黒委員長 御異議なしと認めます。よって、この決議を総務委員会提出議案として議長宛てに提出することといたします。

重ねてお諮りいたします。ただいま可決いたしました委員会提出議案の条項、字句、数字その他整理を要するものについて、その整理を委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

乙黒委員長 御異議なしと認めます。よって、委任の件はお諮りしたとおり決定いたしました。

(傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施について)

桜本委員 引き続き、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施についてお伺いをいたします。

救急要請があつたにもかかわらず、救急の現場において救急隊が傷病者の家族等から、傷病者は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案への対応については、以前から多くの消防本部で課題として認識されていると思います。その中で、本県や他県の消防本部ではどのような対応を行っているのか、お伺いをいたします。

若尾消防保安課長 ただいまの救急現場におきます本県、他県の消防本部の対応状況についてお答えいたします。

本県の対応状況につきましては、救急現場において、救急隊が傷病者の生命保護を最優先としておりまして、県内10消防本部では心肺蘇生を実施しながら搬送をしているところでございます。一方、委員御指摘のとおり、救急現場におきましては、心肺蘇生を望んでいない事例があることは事実であります。こういった場合の他県の例としましては、大阪市消防局などでは、明らかに死亡している場合以外には、家族に十分説明した上で、傷病者の生命保護を最優先とし、心肺蘇生を継続して搬送しているという状況がございまして。また、広島市消防局や埼玉西部消防局などでは、さまざまな条件を満たすことが必要とされますけれども、かかりつけのお医者様と連絡をとりまして、心肺蘇生の中止の指示をいただければ中止をする場合もあると聞いているところでございます。

桜本委員 昨年5月に消防庁の検討会において検討が行われ、報告書も出ております。こういった救急現場における対応等についてどのような見解を示しているのか、具体的にお伺いをいたします。

若尾消防保安課長 総務省消防庁の見解につきましては御質問でございますけれども、総務省消防庁が行いました検討部会の報告書の中では、心肺蘇生の中止等について話

し合った関係者の範囲でありましたり、傷病者の意思を記載した書類の有無でありましたり、また、かかりつけの医師と連絡がとれるかどうかなど、救急現場の状況は千差万別でございます。一刻を争う救急隊の対応としまして十分な検討が必要としているところでございます。

今後の対応の方向性としましては、実態把握がまだ十分でないため、今後の事案の集積による知見の蓄積が必要としまして、将来的には国民の意見の動向や人生の最終段階における医療ケアに関する取り組み状況を見ながら、このような事案に係る救急隊の対応について、標準的な手順について検討を進めていくべきであるということにしているところでございます。

桜本委員

最後に、東京消防庁は、今月の16日から新しいルールを運用していくというようなことも聞いております。その内容は、生前に本人の同意があることなどを医師から確認できれば、蘇生を中止できるようにし、患者については病院まで搬送しない、医師が自宅で死亡確認するというものであります。本県の対応も急がれる必要があると思いますが、このような事案においても、救急活動を円滑に実施するために、今後、山梨県ではどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

若尾消防保安課長 県の今後の取り組みについての御質問をいただきました。

県では、医師や消防機関の職員など専門知識を有する者をメンバーに、傷病者の搬送等に関する基準を協議する附属機関としまして、メディカルコントロール協議会というものを設置しているところでございます。この協議会の検討部会におきまして、平成29年度からこれまで5回にわたりまして、傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施のあり方について検討を行ってきたところでございます。この検討におきまして、救急隊員に対しまして、原則である救命措置と異なる対応が求められる、そういう可能性があることや、心肺蘇生の中止について、県民、医療機関及び介護福祉施設等の理解を得ることなど、多くの課題があるということでございます。今後におきましても、慎重に検討を進めていく必要があると考えているところでございます。

(災害対応について)

早川委員

県の災害対応についてお伺いしたいと思います。

台風15号と19号があったんですけど、まず9月の15号のときに、他県では特に電線が破損したり、電柱が倒れて停電が多かったと、そういう状況を踏まえて、19号が来た。課題としてよく聞くのは、各地の市町村と連携がとれなかったということです。15号の反省を踏まえて、本会議でも出たと思うんですけど、19号のときに具体的にどんな対策や工夫をして、特に情報収集を行ったのか、まずお伺いします。

細田防災危機管理課長 災害時におきましては、市町村等からの被害情報等の収集は非常に重要であります。通常時は電話やメールで連絡いただけるのですが、それができないことも想定されるということで、そういった情報収集ができなくなることがないように、台風が接近する前の日に、停電時も利用可能な衛星携帯電話を、現地連絡員として派遣する県職員に持参させまして、交通途絶のおそれのある6町村に派遣し、情報収集体制を整えたところであります。

早川委員

今、答弁で、現地の6町村に派遣したということですね。そこで直接情報収

集を行ったと。それはいいと思います。平時から行ってないとうまくいかな
いと思いますが、一部の町村に聞くと、いきなり県の職員が来て、ちょっと
うまくいかなかったと聞くんですけど、そのときの課題とか成果、いい点と悪い
点をどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

細田防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、成果としましては、6町村に職員を派遣しまし
たので、定期的に報告を受けて、情報を県の災害対策本部が受けたというこ
とで、それは非常によかったと思います。しかし、前日に派遣しましたので、ま
だ市町村の体制が整う前に派遣したということで、まだ受け入れ状態が整っ
ておらず、役割分担などがうまくいかなかったという点があります。そういった
ところは、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、平時からお互いに情報
共有等する必要がありますので、今後はそういったことを踏まえた訓練等を検
討してまいりたいと考えています。

早川委員 市町村と常にやってほしいと思うんですけど、もう一つ、市町村じゃなくて
も公共性の高い、例えばガス、電気ですね。東京電力や東京ガスなど、そうい
う公共性の高い民間とも常にやらなきゃいけないと思います。特に災害対策本
部のときに、今回、ちょっと一部には漏れがあったんじゃないかなと思うん
ですけど、19号の災害対策本部にどんな民間企業が集まったのか、もし答えら
れればお答えいただきたいと思います。

細田防災危機管理課長 災害対策本部を設置した場合には、実際に関係機関に職員を派遣して
いただきまして、連携を図るということも行っています。今回の台風19号で
は、国の機関としましては甲府地方气象台ですとか、国土交通省甲府河川国道
事務所、また関係機関としましては東京電力ですとかNTT東日本など10の
機関から職員を派遣していただきまして、情報収集、共有を図ったところであ
ります。

早川委員 これは場合によると思うんですけど、ポイントとして、本県の場合、道路と
か電車の分断があって、中央道とか、電車がとまってしまうということがある
と思うんです。災害対策本部に、NEXCO中日本とか、JR東日本を、間接
的にはやっていたと思うんですが、それを多分、呼んでないんですね。です
から、そういうことも含めて、公共性の高い、特に本県にとれば重要なところ
だと思うので、今後そういうことも検討していただきたいと思いますが、いか
がでしょうか。

細田防災危機管理課長 ただいまの機関については、確かに職員の派遣はありませんでした。
しかし、メールや電話、ファクス等で必要な情報交換、情報収集は行って
おりましたが、委員御指摘のとおり、さらなる連携強化というものが必要になっ
てくると思いますので、今後、そういった機関にも職員を派遣していただ
けるように働きかけを行っていきたいと考えています。

(山梨県固有の法定外税について)

白井委員 先ほど地下水に着目した法定外税導入に関する決議ということで、それに少
し関連するようなことで、ちょっと教えていただきたいことがあります。

私はこの間の一般質問の中で、この地下水に着目した法定外税、県の独自の、
固有の財源を確保したほうがいいという観点で質問させていただきました。そ

の質問の中で触れさせていただきましたんですけれども、納税義務者の了解や理解が得られなければいけないということが、いろいろ資料を見させていただきますと、今までも、また先ほどの話にもありましたけれども、今回のこの検討会の中でも、そういったことがよく出てきます。納税義務者の了解、理解が得られなければいけないんじゃないかということが出てくるんですけれども、これについては、法律にうたわれているのか、どういった形でそういったことが決められているのか、そこら辺をお伺いさせていただきたいと思います。できれば、この間は鈴木部長に御答弁いただきましたので、大変失礼ですけれども、もし鈴木部長のほうでお答えいただければ、大変ありがたいと思います。

鈴木総務部長 納税者の理解につきましては、法律の本文そのものではなく、総務省からの通知、つまり法定外税を設定するのに必要な留意すべき事項という形で、多分、明記されていたと思います。

臼井委員 ありがとうございます。
了解や理解が得られなければいけないのでしょうか。

今井税務課長 了解が得られなければいけないかという御質問かと思えますけれども、これは留意すべき事項でございます、法定の要件ということではないと思っております。

臼井委員 今のお答えに関しては、国のそういう通知が出されていて、おっしゃられたのは、納税義務者の了解、理解というのは、特にきちんとした形で、実際我々も課せられている税について、理解はしてないけれども、課せられている税はいっぱいあると思えますけれども、今、そういったことも含めて、県は了解、理解が得られなくても構わないという、そういう理解でいるというように承知してよろしいでしょうか。

鈴木総務部長 この点につきましては、税というものですから、一定程度、つまり取られるほうとしてはある意味嫌でございますので、そういう点では理解を得て行わないといけない。そうしますと、逆に取られるほうが嫌だと言ったら取れないのかと、そういうものでもありません。そのあたりは最終的にはまさにバランスの問題。我々は県議会にお諮りするわけですから、県民全体が御理解いただけるかどうかということですが、ただその際に当然取られるほうの理解を、プロセスを全く経ないで取るというのは、これもよくないことだと思うんですね。あくまでもバランスをとってやっていくということだと思います。

臼井委員 承知いたしました。このことについては資料を見させていただきますと、10年以上前から相当議論されているところのようです。ですので、有識者の方とか学者の方々というのは、そこをかなり訴えられているようですし、あるいは業界の団体の方々も申し入れ書という形で、その部分を強く主張されて、こちらに申し入れをしているという資料も見させていただきましたけれども、今後のことのために確認をさせていただきました。

それともう一点、宿泊税のことでもちよっとお伺いをさせていただきたいと思っております。

9月の議会の際に、約120万円の検討費用を計上しているということですが、このことについてのプロセス、あるいは狙いというものがあれば

教えてください。

鈴木総務部長 大変申しわけありませんが、縦割りと言われてしまうかもしれませんが、その予算は観光部で担当しております、よろしいでしょうか。申しわけございません。

臼井委員 観光部が所管していることは承知してはいますが、税務課、総務部として、宿泊税のことは全く今の段階では承知していないということでよろしいのでしょうか。

今井税務課長 宿泊税のことは、前回の議会で観光部で補正予算を提出させていただきました。その中で税務課としても、当然、宿泊税ということで、税務課のほうで税条例案をつくっていかねばいけないということがありますので、当然、その中には事務局としての一部では入ってくる、関与していくということではございますけれども、まだ検討委員会が立ち上がったということでもございませんので、その辺については観光部のことになるかと思っております。

鈴木総務部長 補足といいますか、当然のことながら、税に関係することですので、こちらで全く聞いていないようなことはなく、聞いている分もございます。所管でないので、勝手に物を申し上げてはいけないところです。ただ、検討会の狙いとして、まだ立ち上がっていないということもございますけれども、今、検討すべき事項としては、観光業界の御意見ですとか、あるいはどういう使途として使っていくのか、そういう点が税の組み立てに当たってポイントになってくるかと思っておりますので、そういう点が検討会で検討する目的なのかと考えているところでございます。

臼井委員 先ほど納税者の了解、理解が得られなければいけないかという御質問をさせていただきました。それに対する県の見解というのを尋ねさせていただきましたけれども、宿泊税については、宿泊される方、これはもちろん、そういったことを検討するということも含まれているとは思っているので、今どうのこうのってということではなく、まだわからないところもあるかとは思いますが、今、部長と課長がおっしゃられた観光部で所管されているという、それは以前も聞いておりますので、それはよく承知はしています。ただ、話としてはお聞きになっているということであって、そのプロセスとか、その狙いなどということも全く聞いてないということでよろしいのでしょうか。

鈴木総務部長 先ほど申し上げたとおり、まさに申し上げた範囲で聞いているところではございますけれども、その中で我々としては、税の法的な論点についてであれば、しっかり相談を受ける、場合によって観光部の検討会に我々が参加することもあるかもしれません。ただ、基本的には税の建てつけといいますか、先ほど申し上げた、つまり観光業界との関係ですとか、あるいは使途ですとか、そういう論点になってくるので、そういった点を詰めていくことになるかと思っております。

臼井委員 わかりました。承知いたしました。

いずれにしても、山梨県固有の独自の財源ということで、先ほどの決議もあったかと思っております。私も一議員として、そういった必要性もあるかなとい

う強い思いの中で、先日は質問をさせていただきましたので、またぜひ前向きに、この決議に基づいていろんな御検討、あるいは話を検討会のほうでも進めていただけたらと思っております。

それと、これは答弁は結構なんですけれども、税務課のホームページで、今回の地下水の検討会の資料が掲載されていると思うんですけれども、第2回の検討会の資料2、第2回検討会の会議資料の資料2のところには議事録が入っているんです。議事録は議事録で、別にPDFのデータも入れてくださっているんですけれども、同じものが資料2のところに入っています。何を伝えたいかという、間違っただけでほしくないっていうか、すごく大事なことなので、もちろんミスというか、そういうのもあろうかとは思いますが、きちんと資料だけはしっかり提示をいただきたいですし、そういった情報のきちんとした開示だけは間違えないで今後はやっていただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

(テレワークについて)

山田（七）委員 県が働き方改革の一環で導入しているテレワークについて、幾つかお伺いいたします。

職員のワーク・ライフ・バランスの実現とか、業務の向上ということに関して、テレワークは非常に有効であると、私は思っているんですね。7月に導入したと思うんですけれども、4カ月が経過しました。これまでの利用状況、そして導入当初からどういう取り組みをしてきたのか、お伺いいたします。

村松総務部次長 テレワークの利用状況と、これまでの取り組みということでございますが、導入いたしましたのは7月22日でございますが、それから約4カ月間の利用状況を申し上げますと、延べ約1,300人の職員がテレワークで在宅勤務を実施している状況でございます。また、このテレワークにつきましても、職員が職場以外のところで仕事をするということで働き方が大きく変わることによってございまして、先行県の例も大分参考にさせていただきましたが、導入したものの、なかなか利用が進まないという状況もあったということをお聞きしているところでございます。

そういうことで、これまで職場以外で仕事をするということに対しての職員の意識のハードルを下げて、業務に支障がない限り、職員が個々の事情に応じて気兼ねなく実施できるような環境づくりに取り組んできたということでございます。

具体的には、所属の中で一定の影響のある所属長を初めとする管理職には、率先して計画的に体験してもらおうということと、一般職員につきましても積極的に使ってもらえるようにということで、若手職員で構成しておりますプロジェクトチームでありますとか、あるいは私ども総務部の職員が各部局を回りまして、制度の目的やメリット、実際に体験した方の感想などを織りまぜて紹介をいたしまして、職員の意識の醸成を図ってきたということでございます。

山田（七）委員 導入し始めて2カ月の状況と3カ月の状況という中で、新聞報道でもありますが、一方の新聞はかなり後ろ向きの感じの報道ですし、片方はかなり前向きな形で出しているんですけれども、今、1,300人の方が利用しているという中で、当然、これは新しく導入した制度ですから、最初から100%うまくいくなんてことはないと思うんですけれども、利用した人が1,300人出てきた中で、そういう人たちからはどういう意見があるのか、教えてください。

村松総務部次長 在宅勤務した職員で、基本的にはほぼ全ての職員から、職場のパソコンの前で仕事をしているのと全く同じ感覚だという声をいただいています。そのほか、来客や電話がなくて仕事に集中できたとか、通勤時間が省略されますので、その時間を家庭生活や子育てに充てることができたという肯定的な声が寄せられています。その一方で、テレワーク自体を否定するものではございませんけれども、この制度をより充実させて普及させていくという観点で、例えば申請の仕方が少し手間がかかるとか、あるいは子供が急に熱を出して、その当日になってやりたいんだけど、今の手続だとできないとか、職場の中でまだまだ積極的にやっていこうよというような雰囲気がないといった声も寄せられているところでございます。

山田（七）委員 肯定的な意見の中に、否定的な意見もある。当然、否定的な意見は、課題としてこれから直していけばいいなと思うんですけども、そういった課題に対して、これから県はどのように改善に向けて動いていくのか、また、このテレワークの利用拡大に向けて県はどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

村松総務部次長 一点は、パソコンで仕事をしてもらうということが基本になりますけれども、最近、若い人たちを中心に自宅にパソコンがないということで、6月補正で貸出用のパソコンの調達予算もお願いをしておりました。その調達の手続が整いまして、11月からは貸出用のパソコンの運用を開始したということでございます。これに合わせまして、先ほど申し上げました手続関係がかなり煩雑だということがありましたので、できるだけ簡便にできるようにということで、これまで所属長である課長に申し出て了解をもらわなければいけなかったところを、直属の課長補佐やリーダーの了解をとればいいですよとか、あるいは子供の急な病気にも対応できるように、当日の申請でも利用できるようにするといったことで、利用手続を見直して利便性の向上を図っているところでございます。

今後につきましても、県庁における働き方の一つとして、テレワークが定着していくということが一番大事なところでございますので、それに向けまして、引き続き職員の啓発を行いますとともに、アンケート調査などを実施いたしまして、いろんな課題、要望もあると思いますから、そういったものに対して一つ一つ対応することによって改善を図っていきたいと思っております。

山田（七）委員 このテレワークを働き方の一つのパターンとして、どうしてもテレワークでやれというわけではないですし、庁舎に来て仕事をしたほうが集中できるという方にとっては、それでいいと思います。ただ、子育てをしている、介護をしている、そして子供が病気だというときに、テレワークでできることによって、仕事に集中できる環境づくりというのは、私は非常に大事だと思っています。県がこれをしっかりと進めることによって、民間にモデルケースとなるような形で、このテレワークの利用が拡大していけば、すごくいいなと思います。これから、ぜひともテレワークの課題をしっかりと改善していく中で、より使いやすい制度にしていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

(国民保護訓練について)

卯月委員 12月21日に山中湖村で行われました、テロ事案発生を想定した国民保護訓練に参加いたしました。警察、消防、自衛隊等、関係機関の方々が負傷者の救出、またこの負傷者は地元の方々と思うんですけども、日蔭の寒い中を倒れた想定で、その配役の人は寒くて大変だったと思いますけれども、こういった人たちの救出とか搬送を初めとした、各機関によります大規模な訓練を見て、大変頼もしく思いました。有意義な訓練だと考えますけれども、この国民保護訓練とはどういう訓練なのか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

細田防災危機管理課長 国民保護訓練であります、平成16年9月に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法、この規定に基づきまして、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃やテロなどから国民を保護するため、対応能力の向上や関係機関との相互連携強化を図ることを目的として実施する訓練でありまして、本県では4回目の開催となります。

卯月委員 今回、山中湖村において実施されたんですけども、今回のこの保護訓練の目的と概要について、ちょっと詳しく教えていただけていいですか。

細田防災危機管理課長 目的であります、来年開催されます東京2020オリンピック競技大会、この開催を見据えまして、テロ事案への対応能力を高めるとともに、関係機関のさらなる連携強化を図ることを目的としておりまして、山中湖村で開催される自転車競技ロードレース、この記念イベント会場で化学爆弾が爆発して多くの負傷者が発生したなどの想定のもと、39の団体、約500名の参加をいただく中で、関係機関が連携して被災者の救出救護、避難誘導などを実施いたしました。

卯月委員 わかりました。これから期待される自転車競技ロードレースについてということですけども、先ほどの質問にもありましたけれども、外国人の方ですね、観光客を初めとした方々を想定した避難所運営の訓練ということを行っていたと思ひますけれども、特に富士・東部地域、私の地元大月なども、駅で本当にすごい数の外国人の乗降客がいるんですけども、こういった状況の中で、こうした訓練を行うことは大変重要だと思います。そこで、今回の避難所運営の訓練において、外国人に対してどういった対応を行ったのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

細田防災危機管理課長 外国人への対応であります。避難所においては、受付場所などに外国語での案内表記での掲示とともに、外国語対応ができる山中湖村の職員を配置しまして対応したところであります。

卯月委員 来年開催される、本当に期待されているオリンピックの自転車競技ロードレースに向けて、今回の訓練をどのように生かしていくのかをお伺ひしたいと思ひます。

細田防災危機管理課長 今回の訓練を通じまして、関係機関との相互連携体制が強化できたと考えております。来年行われますオリンピック大会に向けまして、訓練の振り返りを関係機関と共有するなど、連携体制を継続できるようにしていきたいと考えております。

卯月委員

このオリンピック大会では、国内外から本当に多くの方が来県されることが想定されます。安全確保に向けて、こういった訓練をしっかりとやっているということで、山梨県は安全な地域だということをしかりPRしていただいて、万全を期すようお願いしたいと思います。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を1月22日（水）に実施することとし、詳細については後日通知することとした。
- ・10月30日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査及び意見交換会については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

総務委員長 乙黒 泰樹